文 È 理 由

法令適用の誤りの主張について

爆発物取締罰則一条、三条所定の「人ノ身体ヲ害セントスルノ目的」の意

義

爆発物取締罰則三条所定の爆発物製造の罪といわゆる他人予備の成否

事実誤認等の主張について

総論

被告人らのグループの実態と被告人の地位

被告人らのグループとA1派との関係―「A2作戦」の実在性 2

各論

A 3 方爆弾製造事件 1

2 a駅前交番爆破事件

bダイナマイト窃取事件 いわゆる連続交番爆破事件

仙台c米軍通信所爆破事件

d交番爆破(クリスマス・ツリー偽装爆弾)事件

量刑不当の主張について

第四 結語

本件控訴を棄却する。 当審における未決勾留日数中六〇〇日を原判決の刑に算入する。

由

本件控訴の趣意は、弁護人野田房嗣、同安田好弘、同平野和己、同大口昭彦共同 作成名義及び被告人作成名義の各控訴趣意書(以下、「弁」又は「被」と略記することがある。)に記載のとおりであり、これに対する答弁は、検察官大和谷毅作成名義の答弁書に記載のとおりであるから、いずれもここに引用する。 右各控訴趣意に対する当裁判所の判断は、以下のとおりである。

法令適用の誤りの主張について

爆発物取締罰則一条、三条所定の「人ノ身体ヲ害セントスルノ目的」の意義 (弁護人らの控訴趣意第一の一の2)

論旨は、要するに、爆発物取締罰則一条、三条所定の「人ノ身体ヲ害セントスル ノ目的」(以下、「身体加害目的」という。)があるといえるためには、身体加害 の結果発生の認識、認容を越え、かかる結果発生を積極的に欲する意図が必要であ ると解すべきであるのに、これを否定し、そのような「積極的意図を持つている必要はなく、当該爆発物の爆発により人の身体が害されるという結果の発生を認識し 要はなく、 ながら、結果が発生してもよいと考えて行為に出る意思があれば足りる」とした原 判決には、判決に影響を及ぼすことの明らかな法令解釈適用の誤りがあり、到底破 棄を免れないというのである。

〈要旨〉しかしながら、爆発物取締罰則一条、三条にいう「人ノ身体ヲ害セントス ルノ目的」があるというために〈/要旨〉は、爆発物を使用し又は人をして使用せしめ ることにより人の身体を害する結果の発生することを未必的なものとして認識し、 かつ、これを認容することをもつて足り、必ずしもその発生を確定的なものとして 認識し、あるいはこれを意図することを要しないものと解するのを相当とするか ら、これと同旨に出た原判決の法令の解釈は正当である。

以下、若干補説する。

目的犯における目的は、主観的違法要素であるが、故意を超過するものとして構 成要件に取り込まれたものであり、その構造は、故意におけると同様、その対象と なる事象に対する認識(将来の事象については予見)という知覚的要素と、その実 現へ向けての意図ないしは認容という心情的要素との複合したものである。

爆発物取締罰則一条、三条所定の身体加害目的についてこれを見るに、従来、前

者についての確定的認識あるいは後者についての結果実現への意図のいずれかを要 するとの裁判例も見られたところであるが、近時、身体加害結果発生の未必的認識 とその認容とをもつて足りるとする裁判例が定着する傾向が窺われ、右解釈は妥当 なものとして、当裁判所もこれを支持すべきものと考える。

まず、身体加害結果の発生に対する認識の程度の点について考察すると、もとも

と確定的認識と未必的認識との区別は相対的なものであつて、その境界は流動的であるうえ、目的犯における目的にあつては、認識の対象となる事象が、実行行為時を標準とすればすべて将来の事象に属し、不測の障碍によつてその発生が妨げられる可能性が絶無とはいえないことからすれば、絶対的な意味での確実な予見といっとは不可能に近い。まして、爆発物使用の形態はさまざまであつて、本件の数に、時限装置を用いて数時間後に爆発させるとか、あるいは発射装置を用いて数時間後に爆発させるとか、あるいは発射装置を用いて動いたの間に時間では、あると結果発生との間に時間ので空間的離隔を生ずる場合も少なくなく、これらの場合には、結果発生に対立というでではいきおい未必的なものを含まざるを得ない。そして、爆発物取締罰則の対象が困難でしている。

右のような解釈は、爆発物取締罰則に特有なものではない。すなわち、目的犯における目的は、前記各条のように一定の犯罪的結果の発生を対象とするものに限られず、一定の犯罪的行為に出ることを対象とする場合(各種予備罪における「無を犯す目的」、各種偽造罪における「行使の目的」、との他さまざよりを含むものではあるにおける。)と一致すると解するのが一般であるし、これらの目的につき、未必条件付のもので足りるとする裁判例も、古くから見られるところである(殺人予備罪におけるとする裁判例も、古くから見られるところである(殺人予備であるとする裁判例も、古くから見られるところである(殺人予備できた。)と「おける日的に関し、前示のような解釈をとることは、何ら刑罰法令に、関係をに異質な要素を持ち込むものではない。

次ぎに、身体加害結果の実現に向けての意図ないし認容の点につき検討する。結果発生についての認識(予見)が未必的であることと、その実現に向けての心情が認容の程度にとどまることとの間には、必ずしも論理必然的な関連はない。たとえば、誣告罪における「人をして刑事又は懲戒の処分を受けしむる目的」や、公職選挙法の罰則における「当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的」の如く、行為者の支配の及び得ない第三者の行為を介してのみ実現すべき結果の発生を目的の対象とする場合にあつては、結果発生の蓋然性が極度に乏しいこともあり得る反面、行為者の行為それ自体から結果発生に対する積極的意図の存在を類型的に肯認

し得ることが多いものと思われる。

それ故、結果実現へ向けての意思を積極的な意図のある場合に限定すべき合理的 根拠はなく、認容の程度をもつて足りるものと解するのが相当である。

以上のとおりであつて、身体加害目的があるといえるためには、その結果発生の 未必的認識及び認容の存することをもつて足りると解すべきである。原判決の法令 解釈に所論の誤りはない。論旨は理由がない。

ニー爆発物取締罰則三条所定の爆発物製造の罪といわゆる他人予備の成否(弁護 人らの控訴趣意第二の一の2)

論旨は、要するに、原判決は、原判示第一のA3方爆弾製造事件に関し、被告人は、他と共謀のうえ、「A1派がA2作戦で警察官を殺傷するために用いる爆弾であることを認識しながら」、原判示目的をもつて原判示鉄パイプ爆弾二個を作つた事実を認定したうえ、その所為を爆発物取締罰則三条所定の爆発物製造の罪に問擬

しているが、仮りに事実関係が原判示認定のとおりであるとしても、同条にいう「第一条ノ目的ヲ以テ」とは「第一条の罪を犯す目的をもつて」の趣旨と解すべきであつて、罪を犯す主体は自己に限られ、いわゆる他人予備の場合を容れる余地はないから、原判決は三条の解釈適用を誤つたものであり、右誤りが判決に影響を及ぼすことは明らかであるとして、原判決の破棄を求めるものである。

しかし、同条所定の爆発物製造の罪が成立するためには、治安を妨げ又は人の身体財産を害する目的をもつて爆発物を製造することを必要とし、かつ、それをもつて足り、製造する者が、自ら直接その爆発物を使用する意思であると、他人に交付して使用させる意思であるとを問うものではないと解するを相当とするから(最高裁判所昭和五〇年四月一八日第二小法廷判決、刑集二九巻四号一四八頁)、原判決の法令解釈適用に所論の誤りはない。論旨は理由がない。

第二 事実誤認等の主張について

一 総論

被告人らのグループの実態と被告人の地位(弁護人らの控訴趣意第一の二) (一) 論旨は、要するに、原判決は、被告人らのグループの実態とそのグループ内における被告人の地位につき、「1」その「量刑の理由」と題する項において、「本件は、武装闘争を先鋭化することにより暴力革命の先駆的状況を作り出そうとした被告人が、自らをリーダーとするいわゆるB1グループの仲間と共に、連続的に敢行した爆発物の製造・使用等の事犯である」、「本件は、また、B1グループのに対した場所である」、「本件は、また、B1グループを表現が関係が関係した。 ープという集団が周到な謀議を重ね、各人の役割分担を定め、下見をしたうえで犯 行に及んだという組織的、計画的犯行である。右グループは、被告人の供述すると おり『やる気のある者の集まり』であつて、厳しい規律によって結びつけられていた組織ではなかつたが、被告人は、リーダーとしてこれを統率し、いずれの犯行に おいても、計画から実行段階に至るまで中心的指導的役割を果たしたものである」 と判示し、「2」「主要な争点に対する当裁判所の判断」の第三「共同正犯の成 否」の項において、被告人が実行行為に関与していない原判示第三の一(bダイナ マイト窃取事件)、同第四の二ないし四(いわゆる連続交番爆破事件)及び同第五 (仙台c米軍通信所爆破事件)における各共謀共同正犯の成立に関し、順次、「被 告人は、実行行為を担当しなかつたものの、本件犯行に関与したことは明らかであり、それも、C1ら四名との間で謀議を遂げたうえ、共同意思のもとに本件を実現 したのであるから、共同正犯としての刑責を免れないといわなければならない」 「被告人は、(中略)実行行為を担当しなかつたものの、C1及びC2、C3及び A5、C4及びA6との間でそれぞれ意思相通じたうえ、共同意思のもとに本件各 犯行を実現したことは明らかであり、共同正犯としての刑責を免れないというべき である」、「被告人は、実行行為を担当しなかつたものの、C1、C5、C4、A このる」、「阪市へは、夫打打局を担当しなかったものの、じょ、じょ、ひょ、A 5及びA6との間で謀議を遂げたうえ、共同意思のもとに本件犯行を実現したこと が明らかである」などと判示しているが、右各判示は、証拠の評価を誤り、もつて 事実を誤認したものであることが明らかである、というのである。 すなわな、論旨によれば、被告人らのグループは、「B1グループ」と呼称され

すなわち、論旨によれば、被告人らのグループは、「B1グループ」と呼称されるような統一的・継続的な組織ではなく、各人がそれぞれの思いと目的の下に各個別の闘争ごとに結合した自立した個人の集合体であつて、そこには組織も規律も綱領もリーダーもなく、ただ自立した各個人とその個人によつてなされた闘争があるのみであり、それは、人間が集団化すると同時に不可避的に存在する組織という桎梏を遥かに超越するものであり、過去の左翼の歴史の中に全く存しなかつたもの、左翼運動の既成概念の域を越えるものであるというのである。

(二) ところで、論旨は、さきに引用した原判文を総括して、「原判決は、被告人らのグループが同人によつて爆弾闘争の遂行という確固たる目的のもとに統一され統率された組織であるとの大前提の下に、本件各公訴事実たる各爆弾闘争及びこれに関連する犯行がいずれも右組織によつて組織的・計画的に挙行されたものであるとの小前提を介して、被告人がそのリーダーであることをもつて右組織が挙行したすべての公訴事実につき主犯たる正犯として刑責を負うと結論するのである」と主張するが(弁一五頁)、これが原判文を正当に理解したものといえないことは明らかである。

すなわち、ある組織のリーダーであるという事実から、当該組織の犯したすべての犯行につき正犯としての刑責を負うなどという法理はあり得べくもなく、原判決はもとよりそのような不合理な判断を示すものではない。原判決は、当然のことながら、まず、所論が前記「2」に引用する個々の罪となるべき事実につき、関係証拠を摘示しつつ、被告人の当該犯行への関与の有無、程度、態様等を仔細に検討し

たうえ、各事実につきそれぞれ被告人に共謀共同正犯としての刑責のあることを肯認し、然るのち、これと、その余の犯罪事実及び原判示犯行に至る経緯等を総合して、所論が前記「1」に引用するような評価を量刑の事情として説示しているに過ぎず、これと逆に、原判決が前記「1」の認定を前提として前記「2」の結論を導いたかのようにいう所論は、ことさらに原判決の構成、判断順序を転倒させるものにほかならない。

(三) そうすると、残された問題は、前記「1」、「2」の説示に、個別的に 事実の誤認が存するか否かという点である。

があるところ、前記「1」の点は、量刑の事情として説示されたものであるから、 があるという所論は、その実質においての共謀の存否の問題をいう所論は、その事実についての共謀の存否の問題をあるから、 記「2」の点は、個々の具体的事実についての共謀の存否の問題をの際、問題をの際、は、個々の犯罪行為にとに検討するのが相当での立場である。 るのは、個々の犯罪行為に関し、被告人がリーダーとしてのもいって、を表示であるに関し、がリーダーをがしてのもないのであるがということであって、被告人がリーダーをなけてのよいであるに過ぎない。 は、の間接事実とされ自体を決すであるがリーダーとしてのままであるに過ぎない。 が明れているのであるに過ぎない。 は、前記量にしているがは、には、 の間接事実とされらいて、 の間接事にしているのである。 であるに過ぎないのである。 であるに過ぎないのである。 であるに過ぎないのである。

(四) 以上の点に留意しつつ、被告人らのグループの実態とそのグループ内における被告人の地位につき考察すると、被告人らのグループが厳しい階層的秩序や教条主義的綱領に束縛されない、比較的自由な集団であつたことは所論のとお窺わる。しかし、右集団は、その構成員の出身母体がさまざまであり、各人の政治路線などにニュアンスの差異があるにもかかわらず、相互の思想信条に共鳴する点を見出し、権力に対する武装闘争という共通の目的の下に結集した組織体であると認めるのが相当であつて、その組織性に緩やかなところが見られるとはいえ、全く組織性を有しない単なる人の集団ないし群衆(たとえば、偶々同一の車両に乗りらかた乗客や店舗内の買物客など)とは、その本質を異にするものであることが明らかである。

被告人らのグループは、もともとa地区でA7の活動をしていた被告人が昭和四 二年一〇月八日のe闘争に刺戟を受け、A7を脱けて、A8大学の学生であるA 9、A3らと始めたA10会に端を発しているのであり、当時のメンバーとして は、A11大学のA12、A13やA14高のA15らが居たが、同四三年一〇月 ニー日の f 駅騒擾事件やA 1 6 大紛争に参加し、同四四年には実弟C 5 の入学したA 1 1 大学で、同大A 1 7 の行つたバリケード封鎖に参加するなどの活動をする傍 ら、同年夏ころからは、被告人の在学するA18大学においても勉強会を始め、A 19、A20、C7、A21等のメンバーを加えることとなつた。その後、被告人 らのグループは、A11大学、A18大学における学園紛争から、A22社におけ る労働争議への支援、A23A24工場からのA25工場への戦車工程移転阻止闘 争などへ次々と関わつていくのであるが、C3が被告人を知つたのは昭和四四、五年ころにおけるA11大学紛争の際であり、C3と同じセクトに属していたC2こ とC2がC3と再会し、被告人らのグループに入つて来たのは同四六年四月であ る。また、A26グループに属するA27、A28、C4、A6、A29、A30 らが、被告人らのグループと行動をともにするようになつたのは、A31会議によ る前記戦車工程移転阻止闘争(昭和四五年)の際である。そして、A18大学のA 32委員会で救対関係を担当していたA33が被告人と知り合うのもこの時期であ る(なお、同大学でA33と同じサークルに居たC8が、A33の紹介で被告人らのグループに加わつたのは、同四六年一一月ころである。)。被告人らは、右A32が警察機動隊の圧倒的な壁に阻まれて敗北に終つたものと総括し、機動隊政治打 破のための武装闘争を志向するようになつて行くのであるが、右A32の終焉を契 機に秋田に帰つたC5が、同地で独自に活動していたC1、A5らと知り合い、こ れを被告人に紹介し、グループに加わらせている。そして、これらのうち主要なメンバー(逮捕中のC2、A6、未加入のC8を除く。)が一堂に会することとなつ たのは、被告人の発意で、同四六年八月下旬に秋田県鳥海山麓のg海岸で行つた合 宿(以下「g合宿」という。)の機会においてである。

更に、C2は、当審第三回公判期日において、被告人らのグループは、個人が自分のやりたい闘争をやるために集まつた集団であつて、綱領もなく、構成員間の文 章化された規約はもとより全員の話し合いで一致した規約も具えておらず、組織と は認識していなかつた、昭和四六年一一月に迫撃砲の実験をするためhに行つた 際、C4が、C2に対し、このままでは皆ばらばらだから少し組織的な体制を整え るために構成員間に序列を決めた方がいいんじやないか、被告人を名目上一番上に して、実質上自分(C4)とC1でやつていきたいと雑談的に持ちかけたことがあるが、C2としては反対だつたし、C1も同意見だつたので、その話はそれで終つてしまい、C4は仙台cの闘争後はグループから脱けて行つた旨供述している。 しかし、被告人らのグループは、C2がかつて所属していたA37のA38派な どと比較すれば、組織性が緩やかであつたことは認められるが、綱領や規約が整つ ていないからといつて組織性がないといえないことは先に述べたとおりであり、ま た、C4の提案については、次のような事情のあつたことが窺われる。すなわち、被告人の原審第四三回公判期日における供述によれば、仙台cの米軍通信所の爆破 については、これを推進しようとするC4、C1と強硬に反対を唱えるC3、C2 との間に確執を生じていたのであるが、C4、C1がiの被告人方を訪れ、C4から被告人に対し、A26のA27はもう反軍産闘争から引退しているので、年齢的 にA27に近い被告人もそろそろ引退してくれ、これから自分とC1でグループを 指導して行くとともに、A6を一つのテコにしてA36も吸収して行くと申し入れ たので非常に憤慨した、というのである。これは、一見C4らによる組織の乗つ取りか奪権闘争のように見えるが、その真意は、被告人がC3、C2らの主張に同調して仙台cの闘争の中止を命ずるのを牽制するにあつたものと認められ、被告人から右闘争を阻止しない旨言明されるや、C4らはそれで納得しているのである。従 つて、右のような経緯があるからといつて、被告人らのグループがリーダーのない 組織であったとか、被告人がリーダーでなかったということにはならないのであつ て、C2の原審証人尋問期日及び当審公判期日における各供述は、被告人がグルー プのリーダーであつたことを認める妨げとなるものではない(ちなみに、所論(弁 六九頁)は、原審証人尋問期日における受命裁判官の発言(供述群第一六冊四八一 七丁)を一部引用して、被告人がリーダーでないことは原裁判所自身も認めている

旨主張するが、右発言部分は、全くの仮定論として述べられたものであつて、受命 裁判官ないし原裁判所の認識ないし心証を示したものでないことは明白であ る。)。

以上のとおりであつて、被告人をグループのリーダーであると認定した原判決に 所論の誤認はない。

- 2 被告人らのグループとA1派との関係—「A2作戦」の実在性(弁護人らの控訴趣意第一の三)
- (二) まず、所論事実誤認の主張の及ぶ範囲について考察すると、原判示第のA3方爆弾製造事件においては、原判決は、被告人らのグルーで警察でを表しての製造事件においては、原判決は、「A1派がA2作戦のをを発したものをを表したものを表してであると認識したものと認定したものと認定したものをあるとにであるという。「A2作戦のであったは、「A2作戦のであったとととととなら、「A2作戦でであるとととなら、「A2作戦にであるとのののののでは、「A2作戦によっては、ではなり、大スノタリ、ではないのであったが、「A2作戦にであり、「A2作戦によった。」は、「A2に対し、A2に対し、「A2に対し、A2に対しが、A2に対し、A2に対し、A2に対し、A2に対し、A2に対し、A2に対し、A2に対し、A2に対し、A2に対し、A2に対し、A2に対し、A2に対し、

以上のとおりであつて、A2作戦の存否及びこれに対する被告人らのグループの

対応を争う所論は、結局、原判示第一のA3方爆弾製造事件における犯罪目的及び 共謀の不存在並びに同第二のa駅前交番爆破事件における犯行動機に関する誤認を 主張する(後者は、実質において量刑不当の主張に当たる。)に帰するものという べきである。

そこで、まず、C6のA34調書につき検討すると、そのA2作戦に関する供述の要旨は、

「1」 A1派には、A40とA41という組織があつたが、C6は、昭和四六年三月初ころ、臨時指導部の決定によりA41に配置され、そのサブキヤツプとなった、当時のキヤツプはA42であつたが、同人は、同年四月末ころ、A40の一部隊の隊長に転出し、その後は、A1派全体の指導者であるA43がA41のキヤップをも兼ねることとなつたが、C6が実質的なキヤツプとして活動するようになった、

「2」 A1派と、A44派A45県委員会及びその大衆組織であるA46(その実体は、A44と同一である。)とは、同年七月一五日付でA47A1を結成し、総指令部(A1派のA43、A44のA48、A49の三名で構成)、組織部(A1派はC6、A44はC9がそれぞれ責任者となる。)、政治宣伝部などの部局を置き、軍のメンバーの交流などがあつたが、実際に両者が単一の組織となったのは同年一二月以降のことであつて、それ以前は二つの組織の連合体に過ぎなかつた、

「3」 組織部の任務は、将来作るべき単一のA47A1のため、軍を支援する統一戦線を形成するにあつたのであるが、その具体的構想については、構成員により、重点の置き方に差異があり、C6は、当面できる限りの武装闘争をやるため共同綱領のようなものを作り、その下に統一戦線を作ることを考えていたのに対し、C9は、軍の闘いが基本であるから軍に入隊する者を見つけることに重点を置いており、そのような対立はA43が調整することになつていた、

「4」 同年七、八月ころ、kで組織部の会合が開かれ、A1派からC6、A50、A51、A52、A44からC9、A53らが出席したが、席上、j闘争に焦点を合わせて、軍でない大衆部隊が同時多発的に警察施設に対して爆弾闘争を展開することによつて統一戦線、ゲリラ戦線を作つて行くことを策定し、C6の提案でこれを「A2作戦」と呼ぶこととした、

「5」 その具体的方策として、A 4 4 の側において、j 現地に常駐しているA 5 4 グループでA 4 4 とコネクションのあるものに働きかけ爆弾闘争を行わせる方、A 1 派の側において、A 4 1 の中から選抜した直轄部隊及びA 5 4 グループであるA 5 5 のグループや被告人らのグループと連絡してA 3 4 都内で警察施設に対する爆弾闘争を展開するという分担が定められたが、同年八月二一日にC 9 が逮捕され、後継者のA 5 3 ではj のA 5 4 グループと連絡できないので、A 4 4 の側の計画は実現できなくなり、A 1 派の側でj の現地に直轄部隊を派遣することも考えたが、時期的に最早現地に潜入するということは困難と判断して断念した、また、A 5 5 のグループとは八月半ころの接触を最後に連絡が取れなくなり、A 2 作戦の話を伝えることができなかつた、

話を伝えることができなかつた、
「6」 そこで、C6は、被告人らのグループが実施した前記 g 合宿に参加し、 爆弾闘争の意義を説き、j 闘争に向けた闘いを準備しようと呼びかけ、A2作戦の 内容を説明したうえ、都内に戻つてからも被告人と接触を続け、同年九月一〇日前 後ころ、被告人らのグループとともにA3方において鉄ハィプ爆弾二個を製造し、 爆弾製造の材料を交付する一方、A39からC10、C11を上京させ、A51を 隊長として都内で交番に対する爆弾闘争を行うよう指示し、A3方で製造した鉄ハイプ爆弾二個をA51に渡して使用させようとしたが、C10、C11の両名が立てた計画が杜撰で所期の成果を挙げられないと思われたことなどから、その作戦を中止するに至つた、というのである。

なお、当審において取り調べた被告人C10、同C11に対する爆発物取締罰則違反等被告事件における証人C6の尋問調書(以下「C6の神戸調書」という。)中における同人の供述は、A47A1の総指令部の構成員が異つており、また、A2作戦を策定した組織部の第二回の会合のときはA50は居なかつたように思うと述べており、更に、g合宿の件については触れていないなどの点においてC6のA34調書と若干の異同はあるが、その大綱はこれと同趣旨である。

以上によれば、A2作戦は、A47A1の組織部においてA1派とA44とが合意した作戦計画であつて、種々の障害から計画どおりの実現は見なかつたものであるが、当初から存在しない架空の作戦であるとか、A54グループ等をオルグするための単なる方便に過ぎないものであるとはいい得ないこととなる。

(四) これに対し、当審第一回公判期日における証人 C 9 の証言は、一見、 C 6 の供述と大巾に異なるかの如くであるが、その内容を仔細に吟味すると必ずしもこれと矛盾するものではなく、むしろ大綱において C 6 の供述を裏付けるものといい得るのである。

すなわち、C9の供述によれば、A1派とA44の組織部の会合は、昭和四六年八月四日富士山麓I湖のキヤンプ場におけるものと、同月一八日から一九日にかけてmのA44の野営地におけるものとがあつた(そのほか、同月中旬かそれ以前に都内でC6と会つたことがある)というのであるが、前記C6の供述と対比してると、会合の場所がkとされていること、組織部の二回目の会合と述べていることなどに照らし、C6の供述している組織部の会合というのは、C9のいう同月一八、一九日のmに関ける会合を指すものであることが明らかである。これに対し、C9のA2作戦に関する供述は、殆ど同月四日の会合に関するものばかりであつて、同月一八、一九日の会合では、A2作戦のことが議題になつたことすら記憶が定かでないというのである。

○ C 6の神戸調書中の供述によれば、組織部内には、A 1派の大衆統一戦線重視主義とA 4 4 の軍中心主義との対立があつたが、A 4 3 がこれを調整し、二回目の会合で両方の性格を持つことに妥協し、その妥協の上にA 2 作戦が生まれたので、二つの目的を持つ曖昧なものとなつたというのであるが、C 6 は二回目の会合におけるA 2 作戦について述べ、C 9 は一回目の会合におけるそれについて述べているので、その内容がくいちがうように見えるのは当然である。

が、いささか不自然であつて、被告人の不利益となる供述をすることを回避している疑いがある。たしかに、C9は、二回目の会合の直後である同月二一日に逮捕されており、A2作戦の実施面に全く関与していないのみならず、逮捕後の取調べに おいても、その後の公判においても、A2作戦が問題とされたことはなかつたとい うのであるから、一五年を経過した現時点で、その記憶が薄れていることは止むを 得ないところであるが、同人は、同月四日の会合の内容については比較的詳細に供 述しており、また、同月一八、一九日の会合についても、一旦 | 湖で落ち合つた後 霧の中を車でmに向かつたことや、mで、妊娠中のA56が山の中で子供を生んで 育てることにA44の合意があつたこと、これに対するA1派のA50の発言などを断片的に記憶しているというのであつて、組織部の責任者として最も重要なA2 作戦のことを全く記憶していないというのは不合理である。そして、C9自身、記 憶はないとしながら、一回目の会合でA2作戦の構想について合意はあつた訳だか ら、二回目の会合においてその構想につきC6と話し合う必然性はあつた、 ら、一回日の芸言においてての情想につきして話し言う必然性はあった、自然話し合つて然るべきだと思う、微妙な違いについてA43が調整したということも、ありそうな話だと思う旨供述しているのであつて、その限度においてではあるが、C6の前記供述を裏付けているのである。また、A2作戦の内容についても、 j 闘争を直接念頭において闘争を呼びかけるということはなかつたとしながら、闘争の場としても当為 j に常駐しているA54グ ループの中にA57を介してA44が連絡を取れるものがあつたことは認めてお り、A54グループの行う闘争としては、火炎びんやその他の破壊活動もあり得る としながらも、爆弾闘争も当然含まれるとしているのであつて、С6の供述と矛盾 するものではない。

以上のとおり、C9の当審供述は、いまだC6の供述の信用性に疑いを抱かせるに由ないものというべきである。

次ぎに、当審第一回公判期日における証人C10の証言によれば、同人 (五) がC11とともに昭和四六年九月に上京した際、C6からA51を隊長として都内 で交番に対する爆弾闘争を実行するよう指示されたが、当時その闘争がA2作戦の ー環であるということは一切聞いていない、A2作戦という言葉は、神戸地方裁判 所におけるC10、C11に対する爆発物取締罰則違反等被告事件の公判におい て、立会検察官から聞いたのが初めてであるというのであるが、両名が、同年九月 一四日のn公会堂におけるA47A1の結成大会に出席し、そのままjの現地へ入 つて爆弾闘争をする目的でクサトール、黄血塩、砂糖等の材料を準備して右大会の 二、三日前に上京したところ、C6から代執行の日が迫つていて今から爆弾などを 持つて」に潜入することは困難であるとして都内での交番に対する爆弾の投げ込み 闘争を指示され、A51を隊長として種々準備をしたが、結局中止するに至つた経 緯に関しては、C10の供述内容はC6の神戸調書と一致しているのである。そし て、C10、C11はA1派のA41A58委員会に所属するものであり、A41のサブキヤツプであるC6としては、外部のA54グループに対しA2作戦への協力を呼びかける場合とは異なり、両名に対し具体的な闘争を指示すれば足り、その 闘争の作戦名まで教示する必要のなかつたことを考慮すると、当時、C6らが両名 闘争の作戦名まで教示する必要のなかったことを考慮すると、当時、しららか問名に対しA2作戦という言葉を口にしなかつたとしても異とするに足りず、そのことの故にA2作戦が架空のものであつたということはできない。むしろ、ここで重要なのは、C6が、結果的には中止の止むなきに至つたとはいえ、A39から選抜した直轄部隊によつて都内の交番に爆弾闘争を行うという構想を実現に移そうと試みていることであり、被告人らのグループへの働きかけと相まつて、A1派がA2作業を関するようである。 戦を現実のものとして実行する意図のあつたことが窺われることである。

C10はまた、C6は、同月一七日のa駅前交番爆破事件について、あれは我々(A1派A40)がやつたと言い、同年一〇月二三日のいわゆる連続交番爆破事件についても、あれも我々がやつたんだと言つていたと供述しているが、C6の右発言が虚偽であることは明らかである。しかし、A1派中央とA39との間には厳しい路線の対立があり、C10らは、C6やA51の爆弾闘争の指示に対しても、面従腹背の曖昧な態度に終始し、遂に作戦中止の止むなきに至つたため、C10らのやる気のなさに苛立ちを覚えたC6が、A39のだらしなさと対比して中央の実力を誇示する意図でかかる虚言を弄したものとも解されるところであつて、このことから、A2作戦そのものが架空のものであつたということはできない。

更に、C10は、交番に対する爆弾闘争は最終的な目的ではなく、同人らをA40に引き入れる手段ではないかと思つたと供述しているが、もともとA2作戦にな続一戦線の結成と軍の要員確保(準軍)という二つの目的が混在しており、後C6のA34調書)、A40への入隊勧誘があつたからといつて、爆弾闘争そのものが単なる口実であつたことにはならないのである。C10自身、爆弾闘争は話の方便かという問いに対し、「方便、そこまで冗談でもないですけれども、やれりやあいたのである。はんばんざい、やれなかつたらやれなかつたでハンディをこちが背負うわけですから余計引き入れやすいと。」と、単なる方便であることを否定しているのである。

以上のとおり、C10の当審供述もまた、A2作戦の実在性に疑いを抱かせるものではない。

(六) 所論は、被告人らのグループのA2作戦についての認識は、いずれもA1派がjで銃を中心にした機動隊との殲滅戦を行うことを内容とするものであって、大衆部隊による都内での爆弾闘争というC6の供述とは全く異つており、このように、A2作戦の内容が時期や相手方により全く異つたものになるということは、まさにそれが架空のものであることの何よりの証左であると主張する(弁一〇四—一〇六頁)。

しかし、C6のA34調書によれば、「イ」当時、A1派内では、軍の行う銃による纖滅戦を通した建軍建党の方針が定着していた、「ロ」昭和四六年六月一七日のo公園における闘争で初めて爆弾を使用したが、これは軍ではなく、A41のA43やC6が行つたものである、「ハ」o公園の闘争については、A43が総括を行い、爆弾は投げてしまえば後は自分でコントロールできず、無政府的結果を招きがちであり、組織の力量を高める手段とはなり難いとして、今後爆弾闘争を行うこととしたのは、

第一に、この闘いが大衆戦線の中に持ち込むべき闘いである以上、手軽な闘争手段が望ましいこと、第二に、それにもかかわらず、革命戦争を意識的にやり抜くという組織性を身につけるには、殲滅戦の思想が必要であるが、爆弾闘争でも、それにもかかわらず、革命戦争を意識的にでも、それにもかかわらず、革命をは、場所でも、大きない、「ないのであることによる、「ホ」のでは、A1派の闘いをは、公然部隊が使うべき武器ではなく、」は銃撃戦に不適当な場所なので、A2作戦の時では、銃撃戦の説明をしなければならないので、第一にそれを言つているというのである。してみると、被告人らのグループは、銃による纖滅戦を第一においるA1派の原則的立場とA2作戦の具体的内容とを混同して聞いたか、あるとはの中で両者が混同するに至つたものとも考えられるのであつて、そのことから、A2作戦が架空のものであつたということはできない。

(七) 以上のとおり、「A 2 作戦が弁護人の主張するような現実性・具体性のない架空の作戦でなかつたことは明らかである」とした原判決の事実認定に所論の誤認はない。

二 各論

1 A 3 方爆弾製造事件(弁護人らの控訴趣意第二の一の1、被告人の控訴趣意 二)

〈原判示第一事実の要旨〉

被告人は、C1、C3、C4及びC6と共謀のうえ、昭和四六年九月一〇日前後ころ二日間に亘り、原判示pアパートq号棟r号室のA3方において、A1派がA2作戦で警察官を殺傷するために用いる爆弾であることを認識しながら、治安妨害及び人の身体財産加害の目的をもつて、原判示鉄パイプ爆弾二個を作り、もつて爆発物を製造した。

(一) 各論旨は、その根拠とするところは多岐に亘るが、要するに、被告人らが原判示爆弾を作つた際には、A 1派がこれをA 2作戦で警察官を殺傷するために用いるものであることの認識がなく、従つて、その製造に当たり、治安妨害及び人の身体財産加害の目的を欠いていたのであり、もとより右の目的に基づく共謀も存在しなかつたとして、原判決の事実誤認、被告人の無罪を主張するものである。しかしながら、原判決の挙示する関係証拠を総合すれば、原判示事実は、各所論

しかしながら、原判決の挙示する関係証拠を総合すれば、原判示事実は、各所論の争う点をも含め、優に肯認するに足りるのであつて、その他記録を調査し、当審における事実取調べの結果を併せて検討しても、原判決に各所論の事実誤認があるものとは認められない。以下、各所論に鑑み、その論拠とする諸点についての考察を敷衍する。

(二) 弁護人らの論旨は、まず、原判決が、被告人らに身体加害目的の存したことを論証するために掲げる諸事項(原判決の「主要な争点に対する当裁判所の判断」と題する項の第二の一参照)のうち、A2作戦の現実性・具体性を前提とするものは、いずれもその前提を欠くものであるから、原判示認定の根拠とはなし得ないと主張する(弁一一五—一一六頁)。

しかし、A2作戦が、C6において、被告人らのグループその他をA1派に誘致するために創作した、架空の存在とは認められないことについては、さきに総論の2において説示したとおりであるから、これと相容れない右の主張は採用の限りでない。

(三) 右の点に関連して、被告人の論旨は、A 1派のいう「殲滅戦」とは、彼らが六・一七のo公園における爆弾闘争を「目的意識的闘い」でないと否定的ににいることからも明らかなように、警察官の殺傷のみを目的とする単なる単なる事態」を創設する建党・建軍の闘いと位置付けられていたのであり、それなの道は、右目的と相容れない爆弾闘争から召還し、銃を基軸としたA 4 7 A 1 道をおむこととなるのであつて、時限装置による警察施設の物理的破壊という、大衆な治的に高度な「プロパガンダ闘争」を志向していた被告人らのグループが、大衆的反発を招き易く、政治的にダメージとなる流血の「殲滅戦」に同調したことは予約を招き易く、政治的にダメージとなる流血の「殲滅戦」に同調したことは発を招き易く、政治的にダメージとなる流血の「殲滅戦」に同調したことは発を招き場という、A 1派がう闘争で手投げ式爆弾を機動には発きを担いて、原判決の「C 6 から、A 1派がう闘争で手投げ式爆弾を機動には登察に投擲して警察官を殲滅するというA 2 作戦を行う旨聞かされた際、に被五一〇頁)。

しかし、右主張は、A1派における「軍」の闘いとA41直轄部隊やA54グループを含む大衆戦線の闘いとを混同するものであり、また、「殲滅戦」の意義についても、原判決と異る独自の解釈に立脚するものといわざるを得ない。

すなた、 「銃砲から国家権力が生まれる」とするA 4 4 の遊撃地 論に近接した銃を基軸とする建軍・建党路線を志向し、爆弾闘争に消極的で 事に近接所論のとおりであるが、「軍」ではない大衆戦闘争をれるA 2 作戦に関するものではない。 A 2 作戦に限つて爆弾闘争を代論とした理由にない、 の2において、 B では、ない大衆戦闘争を行うことで、 の2において、 B では、ないて、とは、では、ないで、というではないではない。 の3には、 C をは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、 の3には、 C をは、ないでは、ないでは、ないでは、 では、 C をは、ないでは、 の3には、 C をは、 の3には、 C をは、 の3には、 の4のには、 の5意味では、 の6を完全にないずい、 の6のによるのでは、 の6のでは、 の7によるのでは、 の7によるのでは、 の7によるのでは、 の7によるのでは、 の7によるのでは、 の7によるのでは、 の7によるのでは、 の8には、 の8

(四) 弁護人らの論旨は、次ぎに、原判決は、A3方で製造した爆弾がいずれもダイナマイト約六〇グラムを充填した「手投げ式爆弾」であると認定し、これを身体加害目的を認める論拠の一つとしているのであるが、製造された爆弾はいずれも弾体部分のみで起爆装置を欠いており、それのみでは時限式にも手投げ式にもなり得るものであるから、これだけでは手投げ式と断定できないのであつて、時限式であるとすれば、その設置場所、設置時刻等の具体的認識が特定されなければ、身体加害目的を導き出すことはできないと主張する(弁一一六—一一八頁)。

しかし、本件各爆弾は、鉄パイプに充填されたダイナマイトの中に、雷管を挿入することができるように穴を開け、これが崩れないようボールペンやドライバ―を差し込んでおいたものであつて、いつでも起爆装置を装着できるようにしたものであるところ、C6は、前記「殲滅戦」の立場から、時限装置付きでは、いつ爆発するか分からないので一般人の怪我人が出るおそれがあり、自然発生的で目的意識的に組織された闘いにならないから駄目である、爆弾を手で投げ込んで警察官を五人や一〇人殺すつもりでやらなければならないと強調していたのであるから(C3の第一九回公判廷供述など)、被告人らとしては、本件爆弾をA1派が使用する限り、手投げ式として使用するものであることは充分認識していたものと認められる。

(五) 論旨は、そこで、当時A1派には本件爆弾を自己使用する意図がなかつたものであると主張する(弁ーー八―ーニ三頁)。 しかし、C6は、二個の爆弾はA1派の部隊にA2作戦をやらせるために持ち帰

しかし、C6は、二個の爆弾はA1派の部隊にA2作戦をやらせるために持ち帰った、当時、A1派の部隊編成は完成していなかつたが、A51を隊長とし、C10ことC10、C11を隊員とするメンバーの選択は終つていたと述べており(C6のA34調書)、そのことは、後日これを計画どおり実行に移そうと企てていることによつて裏書きされている。ただ、C6は、そういうことは被告人らには言わなかつたと述べているので、被告人らが右事情を知つていたかどうかが問題とな

る。 然るところ、C6は、A3方で爆弾を製造するに当たり、使わない爆弾を趣味的 にあるいはマニア的に作るべきではない、爆弾というのは使うために作るのだとい うことを強調しているのであるから、現に製造している爆弾についても、単に作る だけでなく、実際に使用する目的で作つていることは容易に認識できるところであ り、かつ、C6は、これと併せて、A2作戦を一緒にやろうと被告人らに慫慂して いるのであるから、その使用目的がA2作戦に関連するものであることも、 道理である。従つて、被告人らとしては、本件爆弾がA2作戦のために実際に使用することを予定されたものであることを認識しつつ、これを製造したものと認める のが相当である。

もつとも、A2作戦で本件爆弾を使用する主体が誰であるかについては、若干微 妙である(弁一二五頁参照)。C6は、昭和四六年八月末に福島県のsにあるA5 9隊のアジトに行つた際、A43から爆弾を作つて被告人らのグループに与えるこ との承認を受け、A60やA61から鉄パイプに溝を刻んだ外装二本やダイナマイ ト、雷管、導火線などの材料を受け取り、A3方製造の用に供した、自分としては、被告人らのグループに渡す分とA1派で使う分と四本位作る心算であつたが、 本しかできなかつたので二本とも持ち帰つた、被告人らのグループに対するオル グの方法は、最初はその自主性を尊重して彼ら自身の闘いを我々が援助するという ことだつたが、途中からA43の指令で闘いのリーダーシップを取らせてくれと か、絶対に警察官の居る所に投げ込むべきだという方向に指導したところ、それまでの反応は悪くなかつたのに、それ以降被告人は乗り気でない反応を示した、A2 作戦のためのオルグが成功すれば爆弾を置いていく心算だつたが、余り乗り気でな いので持ち帰った、できれば完成品を渡したかったが、材料を与えることで納得させたなどと供述しており(C6のA34調書)、製造した爆弾を被告人らのグループに与えて使用させるか、持ち帰ってA1派で使用するかは流動的であったことが 窺われる。しかしながら、被告人らのグループでは、C4が代々木署に投げ込むこ とを提案したりして、自ら使用する意図のあるような口吻も示してはいるが、大勢 としては投げ込み方式には消極的態度を示していたのであるから、C6において 本件爆弾は実際に使用するものであること、使用の方法は警察官の居る所へ投げ込むべきであることの二点に固執している以上、被告人らのグループが投げ込みに使用しない限り、A1派がこれを使用することになるのは当然の帰結であって、本件 爆弾を使うとすればA2作戦でA1派が使うんじやないかと判断していた旨のC3の供述(第二一回公判廷)や、原判決の引用する被告人の捜査段階における供述 は、その当然の認識を示すものということができる。

論旨は、更に、本件爆弾をA1派が使用することを予定していたとすれ (六) ば、これをわざわざ製造技術の未熟な被告人らのグループの協力を得て製造するというのは不合理であつて、被告人らは製造技術取得目的に、C6は被告人らのグループのオルグ目的に共同製造したものと考えてはじめて合理的な説明が成立し得ると主張するが(弁一二三—一二四頁)、所論のような目的が併存したとしても、それはA1派による使用目的を排除するものではないから、原判決に対する反論とは なり得ない。

その他、縷々の所論はいずれも弁護人ら独自の論理と心証に基づくもの (七) であつて採るを得ず、被告人らが、A1派において本件爆弾をA2作戦で警察官を 殺傷するために用いるものであることの認識を有していたことは明らかであり、従 つて、治安妨害及び人の身体財産加害の目的並びに右目的による爆発物製造の共謀 の成立を肯認した原判決に所論の誤認はない。

d 1 交番爆破事件(弁護人らの控訴趣意第二の二、被告人の控訴趣意三) 〈原判示第二事実の要旨〉 被告人は、

- C1及びC3と共謀のうえ、A2作戦に呼応して爆弾闘争をしようと企て 昭和四六年九月一六日原判示t 荘のC2方居室において、治安妨害及び人の身体財産加害の目的をもつて、原判示時限装置付き鉄パィプ爆弾一個を作り、もつて爆発 物を製造し、
- C1、C3及びC4と共謀のうえ、同月一七日午後九時ころ、治安妨害及び 人の身体財産加害の目的をもつて、右一の鉄パイプ爆弾一個を原判示警視庁杉並警 察署d1派出所休憩室西側の窓下側壁に近接した地面の上に置き、翌一八日午前二 時五五分ころ同所においてこれを爆発させ、もつて爆発物を使用した。
 - 各論旨は、要するに、「1」 d 1 交番の爆破は、被告人の唱導する「プ

ロパガンダ闘争」の一環として行つたものであつて、これと対立する政治路線であ る「A 2 作戦に呼応して」なしたものではなく(弁一三五—一三八頁、被一四—一六頁)、「2」プロパガンダ闘争は、警察施設の物理的破壊を目標とするものであ つて、被告人らには警察官等に対する身体加害目的はなかつたのであるから(弁一 三八―一五〇頁、被一六―一八頁)、これらの点を肯認した原判決には事実の誤認 がある、というのである。

しかしながら、原判決挙示の関係証拠によれば、右の諸点に関する原判決の認定 はいずれも相当として是認するに足り、所論の誤認があるものとは認められない。

(二) まず、本件闘争が「A2作戦に呼応して」なされたものであるか否かの 点につき考察する(総論の2の(二)において指摘したとおり、この点の主張は、 犯罪の成否そのものとは関係のない、犯行動機に関する誤認をいうものと解すべき である。)。

被告人らが企図し、実行したのは、時限装置を用いた交番の爆破であるから、C 6がA2作戦の内容として要請した爆弾の投げ込みと態様を異にすることはいうま でもない。しかし、被告人らは、この闘争を j における行政代執行の日程に合わせて企図しているのであり、これが j 闘争の一環であることを自認している (被告人 の第四一回公判廷供述など)。そして、被告人らは、夏合宿からA3方製造に至る までの間、C6から、i 闘争へ向けてA1派ないしその影響下にあるグループがA 2作戦を展開する予定であることを聞かされ、一緒にやらないかと誘われ、また、 A 2 作戦に使用する爆弾を共同で製造しているのである。従つて、被告人らとして は、C6の主張する投げ込み方式には不賛成であり、A1派の指導の下にA2作戦に参加する意図はなかつたにせよ、j闘争に参加することは、同闘争の中で展開されるA1派のA2作戦と併進することになるのであり、被告人らとしても、そのことになるのであり、被告人らとしても、そのことになるのであり、被告人らとしても、そのことになるのであり、被告人らとしても、そのことに対しては対象に対し、C2は、国に種類的に、C1 とまで拒否する意図であつたものとは認められない。C3は、更に積極的に、広い 意味で、A1派と連絡を取り合つていくことによつて、A2作戦の一環として位置 付けられているんじやないかと考えていたと述べている(C3の第二一回公判廷供 述)。その余の共犯者や被告人は、aの闘争はA2作戦とは関係ないとか、A2作 戦と連帯したものではないと述べているが、A1派と全く無関係の闘争と考えていなかつたことは、一六日に設置した爆弾が不発に終り、翌朝これを回収してその夜 再度設置しに行くに先き立ち、被告人からC6に対し、それまでの経過を逐一連絡していることからも明らかである。その際、C6は、被告人らが勝手にそのような とをやつて不発弾が押収されればA1派にまで捜査の手が伸びることを懸念して 激怒したほか、時限装置による闘争は無意味であると強く批判している(被告人の 第四一回公判廷供述)。被告人らが、C6とは闘争方針が合わないから今後は絶縁 することを決定したのは、翌一八日、爆破に成功した後原判示 t 荘で行われた総括 の席上、被告人が前日のC6の批判を紹介し、その旨の提案をなしたことによるも のである(前同)

原判決は、以上のような諸事情を総合して、本件が「A2作戦に呼応して」なさ れたものと判断しているのであつて、その認定に所論の誤認はない。 (三) 次ぎに、身体加害目的の有無につき検討する。

各論旨は、被告人らの闘争方針は、A1派のような「殲滅戦」を志向す るものではなく、警察施設の物理的破壊により警察の威信を失墜させ、そのことに よって大衆の警察に対する恐怖感を払拭し、大衆の反権力的自然発生性を高揚して機動隊政治を打破しようという「プロパガンダ闘争」であり、警察官を殺傷することは、徒らに大衆の同情を警察に傾斜させ、逆効果を生じるから、警察官を含む他 害可能性の徹底的排除が不可分の要素となつているのであつて、身体加害目的とは およそ相容れないものであるという。

所論「プロパガンダ闘争」が機動隊政治の打破を目標とするものであれば、機動 隊とは異質の、一般市民との接触の最先端にあり、市民に対する奉仕的機能を営む 交番を、自らは安全な場所に隠れ潜みながら、物理的に破壊することによって、何 ほどの大衆的共感を得られるものであるか、また、その際、警察官の殺傷を回避することが不可欠の命題であるかは疑問の余地なしとしないが、その点はさて措くとしても、被告人らの闘争方針は、被告人らの行動の目的を知る上での一つの手掛り であるに過ぎず、より直接的には、被告人らの行動の態様及びその結果が、その行 動目的を示すものといえるのである。

本件爆弾は、鉄パイプー本にダイナマイト約七〇グラムを充填し、 装置として電気雷管を接続した時限装置付きのものであつて、その爆発力に鑑み、 これを人の現在する建造物に近接した場所で爆発させれば、特段の事情のない限

り、建造物の物理的破壊にとどまらず、人の身体に害を生ずる危険性の高いものということができる。

すなわち、原判決が証拠の標目三一に掲記する実況見分調書謄本二通によれば、 爆心地の地表には五〇×三〇平方センチメートル、深さ四センチメートルの漏斗孔 を生じ、半径約二五メートルの範囲に破片が飛散しており、その一部は、派出西側の道路を距てた食料品店の金属製シヤツターを貫通して店内に飛び込み、一つは 商品台に突き刺さり、一つはコーヒー豆ケースのガラスを破損し、一つはミルク缶 商品台に突き刺さり、一つはコーヒー豆ケースのガラスを破損し、一つはミルク缶 き貫通している。そして、爆弾を設置した場所に近接した派出所の内部は休憩室 となつており、爆発が起こつた当時は、三人の警察官が爆弾の置かれた西側の壁の 方に頭を向けて仮眠中であつたところ、爆発によつて西側壁の二本引き窓の中桟か ら下の部分のガラスが全部割れ落ちて、大きなガラス片が枕元に散乱したが、窓の 内側に厚手のカーテンが引かれていたため、警察官の身体を直撃するに至らなか たことが認められる(前掲のほか、証人C12の第三回公判廷供述)。

- (4) 被告人らは、爆発後、爆弾の威力は思つたほどでもなかつたとの感想を述べており(被告人の第四一回公判廷供述)、より強大な爆発力を想定していたことが窺われるから、そのような性能の爆発物を人の現在する建造物に近接した場所において敢えて爆発させるという行為に出ている以上、たとえ未必的にもせよ、身体加害の結果の認識(予見)・認容は当然有していたものと認められ、現場の具体的状況に照らし、結果発生の可能性が全くないことが明らかであるような特段の事情(本件では、認め得ない。)のない限り、身体加害目的の成立が阻却されることはない。
- (5) 以上に、原判決の掲げるその余の諸事情を併せ考慮すれば、縷々の所論にもかかわらず、本件爆弾の製造・使用の各行為時点において、被告人に身体加害目的があつたものと認定した原判決に所論の誤認はない。
- 3 bダイナマイト窃取事件(弁護人らの控訴趣意第二の三、被告人の控訴趣意四)

〈原判示第三事実の要旨〉

被告人は、C1、C5、C4及びA5と共謀のうえ、今後更に警察施設等に対する爆弾闘争を続けるためにダイナマイトを入手しようと企て、

- 一 昭和四六年一〇月上旬ころの午後一〇時ころ、A63市b所在の原判示株式会社A62商店A63支店火薬庫に蔚いて、支店長C13管理にかかる原判示三号桐ダイナマイトニニ五本(時価合計約五八〇〇円相当)を窃取し、
- 二 治安妨害及び人の身体財産加害の目的をもつて、右一の窃取の日からその翌日までの間、同市 u 所在の原判示 v アパートの A 5 方居室に右一のダイナマイトニニ五本を隠匿し、もつて爆発物を所持した。
- 一一、 被告人の論旨は、右一の窃盗は、実行行為者であるC1、C5、C4及びA5の四名が、酔つた勢いで偶々敢行したものであつて、被告人は何ら共謀に加わつていないから、右事実につき被告人は無罪であるというのであり、弁護人らの論旨は、「1」被告人の右論旨と同旨であるほか、「2」右二の所持につき、被告人には身体加害目的がなく、また、「3」右一の窃取にかかるダイナマイト二二五本の時価合計が約五八〇〇円であるという根拠は全く存しないというのである。

しかしながら、原判示各事実は、所論の否認する諸点をも含め、原判決の挙示する関係証拠によつて優にこれを肯認するに足りるのであつて、原判決に所論の各誤

- 認はない。以下、順次補説する。 (二) はじめに、右一の窃盗に関する被告人の共謀の有無について検討する。 本世 原製造の製売は 本件を共謀共同正犯である 弁護人らの所論は、まず、原判決の判示は、本件を共謀共同正犯である と構成しながら、その共謀の日時・場所・方法がきわめて曖昧であると批難するが (弁一五五頁)、原判決が「主要な争点に対する当裁判所の判断」と題する項の第 三の一に判示する共謀成立の経過は明快であつて、所論の批判は当たらない。すな わち、本件共謀が最終的に成立したのは、昭和四六年一〇月上旬ころの犯行当日、 原判示A5方居室に被告人ら五名が相会したときであるが、bの火薬庫からダイナマイト等を盗ろうという話は当日になつて突然出て来たのではなく、既に同年六月ころ、黒色火薬の爆発実験をやつていたころから、C1、A5、C5らのA63グループの間で、屋根を破つたら盗れるんじやないかといった漠然とした話が出てお り、その後、C1らにおいて火薬庫の状況を下見し、鍵穴の石膏型を取つて被告人 らに報告するなどするうち、次第に具体的な形を取るようになつて行つたものであ つて、原判決は、共謀成立の認定に先き立ち、その経過の一部を説明しているに過 他の日時・場所における共謀を認定しているものでないことは、その判文上 明らかである。
- 同所論は、A63グループの者は、bの火薬庫を下見した結果、屋根を (2) 破るか合鍵を使わなければ窃取は不可能であると認識していたものであり、また、 同火薬庫はC1やA5の住居の直ぐ近くにあり、同所からダイナマイトを窃取すれ ば、平素から活動家として警察から目をつけられているので、直ちに容疑者として 追及される虞れもあつたため、窃取には消極的であつたと主張するが(弁一五八— 一六四頁)、C1の第二九回公判廷供述によれば、wでダイナマイト等を窃取してから一週間位後にC5、A5と三人でbを下見した際、火薬庫の窓の鉄扉が開いており、ガラス戸を開けて鉄格子の間から手を入れるとダイナマイトの箱に届くこと が分かつたので、これなら、箱をばらして中身だけ取り出せば、屋根を破る訳でも なく、鍵を壊す訳でもないから、盗んでも分からないんじやないかと三人とも思つ たというのであるから、所論のような障害はなかつたものと認められる。また、所 にというのであるから、別論のような障害はなかったものと認められる。また、別論は、被告人らA34在住の者にとつては、bに火薬庫があるという情報が伝わっていただけで、同所からダイナマイトを窃取するという具体的な計画はなかつたと主張するが、被告人らは、d1交番爆破に成功した後、A1派と手を切つて独自の爆弾闘争を進めて行くためにも、ダイナマイトや雷管を入手する必要のあることを は、はただけ、スカルスでは、たちだけ、スカルスであり、たちだしてなり、スカルスである。またはないのである。 マイトを手に入れることを検討しておいてくれ」と依頼しており、その後、C5か ら被告人に対し、wでダイナマイトを窃取したが量が少ないのでもつと増やしたい 旨連絡し、bの下見の結果を伝えたため、被告人においてA63グループの者とA34在住の者との都合を調整し、現場の警備の状況をも勘案してA63へ行く日程 を決めたことが認められるから、右の所論も採るを得ない(C1の検察官に対する昭和五五年四月二四日付供述調書謄本、被告人の検察官に対する同月二三日付供述 調書等)。
- 同所論は、更に、C1らがwで窃取したダイナマイト等は、武器の調達 (3) として充分な量といい得るから、被告人らにおいてそのうえ更にもからダイナマイ ト等を窃取する必要は全く認められないと主張する(弁一六七—一六八頁)。しかし、wで窃取したのは、五〇グラムのダイナマイト約六〇本、一〇〇グラムのダイナマイト約二〇本、アンホニ、三〇袋、電気雷管・工業用雷管各五〇本位、リード線・導火線各二巻位であつたところ(C 1前掲)、C 1がかねてから計画していた 仙台cの米軍通信所のパラボラアンテナ二基の脚部(計八本)に仕掛けるだけでも 約八キログラム(一○○グラムのもの八○本)のダイナマイトを必要とする(実際 には、電源室爆破用を含め約一〇キログラむを携行している。)のであるから、w で窃取したダイナマイトだけでは、被告人らが爆弾闘争を継続して行くために充分 な量とは到底認められない(C1の第二七回公判廷供述及び検察官に対する昭和五 五年五月一日付供述調書謄本)。各所論は、当時はまだ仙台cの件などは計画されていなかつたと主張するが(弁一六六頁、被二二頁)、A5方居室に集つた際には、被告人がd1交番爆破の経緯を説明し、今後は当面一〇・二一国際反戦デーに向けた爆弾闘争をやろうと提案したのに対し、一同の間では、具体的な犯行情点と までは行かないものの、今後は同時多発でやるべきだとか、一〇・二一の後は仙台 cの米軍通信所を爆破しようとか、jへ通じる陸橋や送電線を爆破しようなどとい う話も交されているのであつて、wのダイナマイトでは不足であるとの認識のあつ たことを看取するに難くない(C1の検察官に対する同年四月二四日付供述調書謄

本)。それ故、犯行の動機、必要がなかつた旨の各所論は採るを得ない。

更に、各所論は、当日は、A34から来た被告人らを歓迎するため、 5方居室で飲酒した後、A63グループの者が、C4にbの火薬庫などを見せてやろうとして案内したところ、偶々窃取可能の状況であつたため、その場で本件犯行 を決意し実行したものであつて、A5方居室に残つていた被告人は、何ら右の謀議 に関与していないと主張し(弁一六八—一八五頁、被二四—二五頁)、原審公判廷においては、各関係者はそれぞれ所論に沿う供述をしている。しかし、bの現況を 紹介する目的なら、被告人を残して行くのは不合理である。使用した車が四人乗りの軽四輪であつても、A34から来た被告人とC4を優先的に乗車させればよく、現地の状況を知悉しているA35グループの者が三人とも同行する必要はないので あつて、右各供述はにわかに措信し難い。関係者の捜査段階における供述によれ ば、出発に際しては、C1が海軍ナイフを、A5がメスを、それぞれ携行しているほか、四人分の軍手、懐中電灯二個、ハツグ等も用意して行つたというのであり、 あらかじめ本件犯行を予定して出発したものであることが明らかであり、従つて、 その前に被告人をも交えて謀議がなされたものと認めるのが相当である。そして、 被告人も、他の者と同行する予定であつたが、車が四人乗りであつたため、後に残 ることとなつたもので、実行行為に加わらなかつた理由はそれだけであり 出発するに際しては、「注意して行つて来い」と指示を与えているのである(C1 前掲、A5の検察官に対する昭和四七年七月八日付供述調書謄本)。また、弁護人 らの所論の主張する如く、bの火薬庫へ行く途中、xの海岸で黒色火薬を用いた鉄 パイプ爆弾の爆発実験をした事跡があつたものとしても、そのことは、本件窃盗につき事前共謀が存したことと何ら矛盾するものとは考えられない。
(5) 以上のとおりであつて、その余の所論をも併せ検討しても、本件窃取行

為につき被告人に共謀共同正犯の刑責を肯認した原判決に所論の誤認はない。

(三) 次ぎに、弁護人らの所論は、前示二の爆発物所持の犯行につき、被告人 には身体加害目的がなかつた旨主張するが(弁一八五—一八六頁) のないことは、原判決が「主要な争点に対する当裁判所の判断」と題する項の第二

の三に詳述しているとおりであつて、原判決に所論の誤認はない。 (四) 弁護人らの所論は、更に、前示一の窃取にかかるダイナマイト二二五本 の時価合計が約五八〇〇円であることの根拠がないと主張するが(弁一八六頁)、 右事実は、原判決の挙示する証拠四六(証人C13に対する尋問調書謄本)によつ て優に肯認できるから、所論は理由がない。

いわゆる連続交番爆破事件(弁護人らの控訴趣意第二の四、被告人の控訴趣 意五)

〈原判示第四事実の要旨〉

被告人は、

- C1, C3、A5及びC2と共謀のうえ、昭和四六年一〇月二三日前示 t 荘 のC2方居室において、治安妨害及び人の身体財産加害の目的をもつて、ダイナマ イト、鉄パイプ等を用い、原判示時限装置付き爆弾四個を作り、もつて爆発物を製 造し、
- C1及びC2と共謀のうえ、治安妨害及び人の身体財産加害の目的をもつ て、右両名において、
- 1 同日午後七時前ころ、右一の爆弾一個(一本一〇〇グラムのダイナマイトー〇本を束ねて粘土で覆い、起爆装置として電気雷管を結合したもの)を原判示警視庁本富士警察署y派出所屋上に置き、翌二四日午前二時〇五分ころ同所においてこ れを爆発させ、もつて爆発物を使用し、
- 同月二三日午後八時ころ、右一の爆弾一個(鉄パイプー本にダイナマイト約 一〇〇グラムを充填し、起爆装置として電気雷管を結合したもの)を原判示警視庁 z警察署東側のコンクリート塀越しに同署会計厚生課室東側の遺失物自転車置き場 に投げ入れ、翌二四日午前二時ころ同所においてこれを爆発させ、もつて爆発物を 使用し、
- 三 C3及びA5と共謀のうえ、治安妨害及び人の身体財産加害の目的をもつて、右両名において、同月二三日午後一〇時ころ、右一の爆弾一個(鉄パイプ三本にダイナマイト合計約三〇〇グラムを充填し、これを一つに東ね、うち一本の鉄パ イプに起爆装置として電気雷管を結合したもの)を、起爆装置を作動させたうえ、 原判示警視庁荻窪警察署a1派出所裏側の壁に接着した便所汲取用便槽の上に置 き、もつて爆発物を使用し

四 C4及びA6と共謀のうえ、治安妨害及び人の身体財産加害の目的をもつ

て、右両名において、同日午後九時三〇分ころ、右一の爆弾一個(鉄パイプー本にダイナマイト約一〇〇グラムを充填し、起爆装置として電気雷管を結合したもの)を、起爆装置を作動させたうえ、原判示警視庁代々木警察署 b 1 派出所の物置部分に近接した地面の上に置き、もつて爆発物を使用した。

(本件は、警察施設の同時爆破を企図した事案であって、「連続」というのは適切でなく、警察施設の中には「交番」でない警察署も含まれているが、捜査段階以来の標用的表現に従ることとした。)

来の慣用的表現に従うこととした。) (一) 各論旨は、要するに、被告人は、「1」右二なしい四の爆発物の使用に つき、各実行行為担当者と犯行を共謀していないし(弁一八九—二〇三頁、被二六 —四五頁)、「2」右一の爆発物の製造につき、あるいは仮りに右「1」の共謀が 認められるとした場合には右二ないし四の爆発物の使用についても、身体加害目的 を有しなかつたものであるから(弁二〇三—二一八頁、被二五—二六頁)、これら を肯認した原判決には判決に影響を及ぼすことの明らかな事実の誤認がある、とい うのである。

しかし、原判決の挙示する関係証拠を総合すれば、被告人が原判示各爆発物使用 の点につき共謀共同正犯としての刑責を負うものであること及び原判示爆発物製造 及び使用に際し、身体加害目的を有していたものであることを肯認するに足り、当 審における事実取調べの結果を併せて検討しても右判断を左右するに由ないから、 原判決に所論の誤認はない。

(二) はじめに、右二ないし四の爆発物使用の点につき、被告人の共謀共同正犯としての刑責の有無を検討する。

(1) 原判決挙示の関係証拠を総合すれば、次のような事実が認められる。 昭和四六年一〇月一四日ころ、被告人は、原判示c1内のA21方居室に、C1、C3、C4、A5及びC2を召集し、一〇・二一国際反戦デーに向けて爆弾闘 争を行うことを付議したが、その際、冒頭に、さきの d 1 交番爆破についての総括 を行い、「1」右闘争は成功で警察は恐怖におののいているが、隣の商店に被害を 与えたのはまずかつた、「2」しかし、投げ込みでなく、時限式を用いた場合、近くの民家に若干の被害が出ても仕方がない、「3」A1派のC6から時限式はナン センスで交番の中へ投げ込んで警察官を殲滅すべきであると批判されたが、A1派は我々と協力してA2作戦を展開すると言つておきながら何もしないのはおかしいと反論しておいた、「4」しかし、C6は時限式は駄目だということを繰り返すの で、我々の方では今後も時限式の方法で爆弾闘争を続けると言つておいた旨報告し これに対し、一同は、a闘争の評価と今後A1派とは一線を画して独自の爆弾 闘争を行うという方針については異議なく賛同したものの、その方法論については 意見が分かれ、C3やC2らは、手投げ式によることを強く主張した。しかし、手 投げ式を敢行するにはそれなりの訓練や逃走用車両の確保が必要であり、そうでな ければ実行者側が死傷し、あるいは逮捕される危険が大きいことが指摘され、被告 人が一同の意見を取り纏める形で時限式によることを決定した。実行の時期につい ては、一〇月二一日の当日やそれより前は警備が厳しいことが予想されるので、警 では、一〇月二一日のヨロやてれより間は言順が厳しいことが下心でれるので、言 戒の緩むと思われる同月二三日とすることに意見の一致を見た。爆破の対象につい ては、C1が仙台cの米軍通信所とすることを提案したが大方の賛同を得るに至ら ず、なおもC1がこれに固執したため、被告人が、一〇・二一の闘争の後で下見し たうえ、最終的に結論を出すということで調整した。そこで、目標を都内の警察施 設に絞つたところ、一部の者から同時多発的に数個所を爆破しようという提案がな され、一同これに賛成したが、被告人は、その際、同時多発の意義について理論付 けを試みている。なお、その際、爆破時刻は一般の通行人の少いと思われる午前二 時ころとすることも決定された。

その後、同月二〇日ころから実行当日の同月二三日ころにかけて、前記 t 荘内の C 2 方居室等において、右下見の結果に基づき随時協議がなされた結果、C 3 · A 5 組が警視庁荻窪警察署、C 4 · A 6 組が同 z 警察署 z 駅前派出所、C 1 · C 2 組が同本富士警察署 y 派出所及び同 z 警察署を主対象とし、現場の警備状況の如何等によつては、各実行グループの判断で適宜他の警察施設を対象とすることもできることとし、被告人は、実行グループには加わらず、全体の調整、指示等に任ずるこ

と、爆弾の設置に成功した場合等には、被告人に電話で連絡することなどが決定された。

同月二四日における製造、使用の状況は、原判示第四の各事実のとおりであり、 C3・A5組とC4・A6組とは、当初に予定した主対象とは異る警察施設に爆弾 を設置している。

(2) 以上に対し、各論旨は、被告人が前示 c 1 における謀議に参加したのは事実であるが、右謀議は、未成熟な設計見取図ともいうべき域を出るものではなく、被告人は、その後、実行担当者らの間に具体的な犯行計画につき強固な共同意思主体が形成されるに至つた実行当日までの間に、他の共犯者らから排除され、実行行為とは全く関係のない地位に疎外されてしまつたのであるから、被告人と各実行行為担当者らとの間には共謀関係を認め得ないと主張する。

(3) C3・A5組及びC4・A6組は、前示c1謀議以来組合せが変つてい ないのに対し、C1・C2組は、c1謀議の際は被告人・C2組とすることが予定されていたものである。この点に関し、原判決が証拠の標目五一に挙示する被告人 の検察官に対する各供述調書では、 c 1 謀議のときから、被告人は全体的な指揮を 取り、C 1がz警察署を、C 2がy派出所をそれぞれ担当し、相互にサポートし合うことになつていたが、後に右両名が組を作ることとなつた旨、C 1前掲では、c 1謀議の際は、被告人・C 1・C 2の三名が一組となり、二個所を担当することになった旨、それぞれ述べられているが、他の組がいずれも二名一組となっているのでは、 と対比して編成が不自然であつて、たやすく措信ずるを得ない。被告人とC2の両名がy派出所の下見に行つている事跡に徴すると、当初は被告人・C2の組合せで、C1は製造のみを担当することとなつていたが、後にC1・C2の組合せに変 更され、被告人が脱けることとなつた旨の各関係者の公判廷供述に信用性が認めら れる。そして、関係証拠によれば、右変更の原因は、C2において、下見に行った 際の被告人の態度が日和見的であつて一緒に行動したくないとして、 製造だけでな く爆弾設置の実行行為にも参加したがつていたC1に一緒にやることを働きかけた ことにあり、両名の間で合意を遂げたうえ、その旨を被告人に通告した経過が窺われる。これは、被告人にとつて予期せぬところであつたであろうことは察するに難くないが、被告人は、結局これを受け入れて、C1・C2組がy派出所及びz警察署を担当することを内容とする最終的な犯行計画に合意しているのである。また、 C1·C2組の犯行計画も、実行担当者を変更したとはいえ、手投げ式による攻撃 を企図したり、警察施設以外の攻撃目標を設定するなど (c 1 謀議で両名が提案 し、否決されたもの)、 c 1 謀議の枠を逸脱するものではない。 c 1 謀議は依然と して存続し、ただその実施計画の細目に変動を来たしたに過ぎず、被告人は共謀関

係から離脱したものではない。

(4) 各所論は、z警察署を攻撃対象に含めることは当初の謀議の内容となつておらず、実行当日になつて急遽予定に加えられ、四個目の爆弾が製造されるに至ったものであると主張する。

前示のとおり、C1・C2組において、y派出所のほか、z警察署をも攻撃対象とすることは、昭和四六年一〇月二〇日ころのt荘における謀議で決定されたことが窺われるが、そうでなく、所論のように、同月二三日に急遽決定されたものであるとしても、C1・C2組が当日t荘を出発するまでの間に決定されている以上、被告人とC1・C2との間の共謀の内容になつたことに変りはなく、共謀の範囲から外れるものではない。

(5) 弁護人らの所論は、被告人が、攻撃対象である警察施設の実行段階における変更の可能性を認識・認容していた旨の原判決の認定は事実を誤認したものであると主張し、攻撃対象である警察施設は、各実行グループによる下見の段階で固定され、下見によつて把握した各施設の形態、構造に応じた爆弾をC1が製造したという経緯に照らしても、攻撃対象の変更は予定になく、目標とした警察施設に仕掛けられない場合には中止を予定していたものと見られること、各実行グループが目標を任意に変更したのは、各実行グループが、他とは無関係に独自の意思をもつておのれの闘争としてこれを遂行したことを示していることなどを、その論拠に掲げている。

しかしながら、本件闘争は、A 6 4派による爆弾闘争が偶々同日実行されたのと同様に、被告人らの三つの実行グループがそれぞれ他とは無関係に独自に企画に行した闘争が偶々同日に重なつたというのではなく、当初から、都内の警察施設する同時多発的な一斉攻撃を企図したものであるから、その全体的構想の中、各実行グループが任意に攻撃目標を変更した事跡があるということは、逆つである。所論は、自標とした警察施設に仕掛けられたといって、被告人を含むグループ全員の間にあいるので解があるといえるのである。所論は、目標とした警察施設に仕掛けられたな場合にはむしろ中止が予定されていたというのであるが、実際に口ががしていたないが任意に攻撃を中止し、同一の目標に対し、他日、別同時多発の原則が組持ののが任意に攻撃を中止し、同一の目標に対し、他対し、関時多発の原則が維持ののが任意に攻撃を中止し、同一の目標に対し、他対し、関時多発の原則が維持ののが任意に攻撃を中止し、同一の目標に対し、他対して攻撃を及ぼさないもののが任意に攻撃を内には、下見の結果に基づいて四個の爆弾を製造していたものが、そのうち構造的に特異なのは、派出所を目標としてダイナマイトーの本を見が、そのうち構造的に特異なのは、派出所を目標としてが、その余のに、これは予定とおり、派出所に使用されており、その余のれたもののみであつて、これは予定とは、予定外の攻撃目標に対しても使用できる互換性を具えていたものと認められる。

ものと思われる。しかし、実行担当者の判断に大きな誤りのあることが明らかであ

- (7) y派出所に爆弾を設置する方法につき、謀議内容と実行担当者の行為との間にくいちがいの存することが、同一構成要件内における具体的事実の錯誤に過ぎず、共謀共同正犯の刑責を問う支障とならないことについては、原判決が正当に指摘するとおりである。
- (8) その余の各所論につき検討してみても、原判決が本件各爆発物使用の点につき被告人に共謀共同正犯の刑責を認めたことに、各所論の誤認があるものとは認められない。
- (三) 次ぎに、原判示爆発物製造、同使用の各罪につき、身体加害目的の有無 を検討する。
- (2) 弁護人らの所論は、原判決は、製造時における被告人の認識(製造罪についてはもとより、使用罪についても、被告人が実行行為を担当していない以上、製造時の認識を問題とせざるを得ない。)と各実行グループによる実行時の状況とを混同し、身体加害目的の認定に際し、論理的に考慮すべきでない事項を考慮している点に致命的な誤りがあると主張する。

被告人の身体加害目的の存否につき判断するには、被告人が犯行に直接関与した時点(製造罪については製造時。使用罪については、使用に関する謀議の成立時。以下、両者を併せて「関与時」という。)における被告人の主観的認識状況等を基準とすべきことはいうまでもないところである。しかし、関与時を基準とする限り、その時点から見れば将来の事象に属するものであつても、予見という形で被告人の主観的認識の内容となつている事項を考慮することができるのは当然であり、また、考慮しなければならないのである。原判決は、このような観点から、関与時より後に生起した事象についても、被告人の認識(予見)の問題として論じているのであつて、その判断に方法論的な誤りは認められない。

所論は、むしろ、右のような観点から、攻撃目標である警察施設や爆弾の設置方法の変更については、関与時には、被告人に認識(予見)がなかつたことを主張するものと解される。しかしながら、「1」攻撃目標である警察施設の変更の可能性

が謀議の内容となつていたことは、さきに説示したとおりであるから、この点についての被告人の認識(予見)に欠けるところはなく、また、「2」 y 派出所に対する爆弾の設置方法につき、被告人の認識(予見)と現に実行された方法との間にすいちがいのあつたことは原判決も認めるところであるが、本件爆弾がダイナマーへへへ約一キログラム)を使用した強力なものであり、 y 派出所の厚さ約一五センチメートルの鉄筋コンクリート製の屋根に直径約四〇センチメートルの爆破すると、 責通させる威力を有するものであること、 同派出所裏側の構造及びこれと近接の認 (予見) したとおり、右コンクリートブロツク塀の内側から本件爆弾を仕掛けた 場合であつても、身体加害の可能性を容易に肯認できるのであつて、この点の錯誤が身体加害目的の成立を阻却しないとした原判断は相当である。

(3) 各所論は、本件闘争の目的は、警察の威信を失墜させ、大衆の中に植え付けられている警察に対する畏怖を払拭するための政治的プロパガンダを行うことにあつたのであるから、右目的と警察官を殺傷する目的とは相容れないと主張するが、被告人ら自身、警察官の殺傷を回避することが所論プロパガンダ闘争にとつて不可欠であると考えていなかつたことは、次の事実からも明らかである。

 すなわち、前示c1における謀議に際し、C4が、「爆弾は火炎びんなどとは違 つて、質的な差がある。

その点はどのように考えればいいのか」と質問したのに対し、被告人は、「その問題は警察官の殺傷ということに関連していく問題である」と規定したうえ、「我々としても、それは当然覚悟しなければならないし、爆弾をやる以上、警察官の殺傷ということも考えなければならない。(中略)それは仕方がないじやないか」と述べ、警察官の殺傷は止むを得ないということで話を纏めているのである(C1の検察官に対する昭和五五年四月一一日代は選問書謄本)。

また、被告人は、実行グループが出発するに際し、くり小刀と千枚通し数本を出し、爆弾を仕掛ける際、警察官に発見された場合に抵抗できるよう、これを携行することを慫慂しているのであつて(A5の検察官に対する昭和四七年六月一五日付供述調書等)、このことからも、所論プロパガンダ闘争にとつて、警察官の殺傷ということが絶対避止すべき命題とは考えられていなかつたことが窺われる。

供述調書等)、このことからも、所論プロパガンダ闘争にとつて、警察官の殺傷ということが絶対避止すべき命題とは考えられていなかつたことが窺われる。 従つて、本件が所論プロパガンダ闘争の一環として企図されたものであるとして も、その一事をもつて、警察官に対する身体加害目的を認める余地がないということはできないのである。

- (4) その他、各所論は、爆弾の構造や設置方法・時刻等について縷々主張するが、いずれも原判決の前示認定に誤認のあることを疑わせるに由ないところといわなければならない。
- 5 仙台 c 米軍通信所爆破事件(弁護人の控訴趣意第二の五、被告人の控訴趣意 六)

〈原判示第五事実の要旨〉

被告人は、C1、C5、C4、A5及びA6と共謀のうえ、昭和四六年一一月一九日に予定されている沖縄返還協定批准阻止闘争に呼応して、仙台市c所在の米軍通信所に爆弾を仕掛けて爆発させようと企て、治安妨害及び人の財産加害の目的をもつて、C1、C4及びA6において、同月二一日午後一〇時ころ、爆弾一個(ダイナマイト約三キログラムを東ね、これに起爆装置として電気雷管を結合した時限装置付きのもの)を原判示仙台c通信所電源室東側にある高圧受電盤コンクリート土台付近に置き、翌二二日早朝同所においてこれを爆発させ、もつて爆発物を使用した。

(一) 各論旨は、要するに、本件闘争は、C1、C4の両名において、それぞれの動機、目的をもつて企画立案し、参加するメンバーをオルグし、準備を整えたうえ実行したものであつて、被告人は、その政治路線からも、右闘争には消極的であつたが、爆弾製造技術を有するC1のグループからの離脱を虞れ、また、厳しい警備情勢の中で右に代る一一月の具体的闘争の構想を提示できずにいたなどの事情から、両名に対し右計画の中止を命ずるなど、明確な反対を表明できなかつたものであるから、右両名らと本件闘争を共謀したことはない、として原判決の事実誤認を主張するものである。

しかし、原判決の挙示する関係証拠を総合すれば、被告人が、C1ほか四名との間で謀議を遂げ、共同意思の下に本件犯行を実現したものであるとの原判決の判断を是認することができ、原判決に各所論の誤認があるものとは認められない。

(二) 原判決は、「主要な争点に対する当裁判所の判断」と題する項の第三の

三において、謀議成立の経過等につき詳細に説示しているところ、各所論は、その個々の事実認定やこれらを総合しての判断を争つているので、まず、原判決の説示する事実を左に摘記することとする。すなわち、原判決によれば、被告人は、「1」 昭和四六年六月ころ、C1から、仙台市のcにある米軍の通信所を爆破

したいという話を聞いた、

Г2 I 同年一〇月初旬ころ、秋田市uの前記A5方居室において、前記bダイ ナマイト窃取事件の謀議をした際、再びC1から同通信所の爆破を行いたいと言わ これを将来の計画の一つとして考えるようになった、 3」 同月中旬ころ、c1においていわゆる連続交番爆破事件の謀議をした

際、C1から同通信所の爆破が提案されたため、取り敢えず下見して写真を撮つて

来ることとし、被告人の人選でC1、C4、A5及びA30が行くことを決めた、「4」 そこで、A15からカメラを借りてこれをA5に渡し、同月下旬、右四名を下見に行かせ、写真を撮らせた、

右写真のフイルムの現像をA15に依頼した、

「6」 同年一一月上旬ころ、c1において、C1、C3、C4、A5ら数名と右写真を見て検討した結果、同通信所の爆破に踏み切ることとし、計画の細目の策 定をC1及びC4に委ねた、 「7」 その後、右両名と随時計画内容につき協議し、その過程で、C1、

及びA6を実行担当者とし、C5及びA33に現地における自動車の運転をさせる

こととし、同月二一日夜に爆弾を仕掛けて、翌朝これを爆発させることを決めた、 「8」 一方、A15に対し、C1らが野宿するためのキヤンプ用具の貸与方を 依頼し、これを調達できなかつたA15から代りに現金を受け取り、これをC1ら に渡した、

[9] その後、同月中旬ころ、新潟県のA33の実家において、被告人、C C3、C5、C4、A5、A33、A6らが合宿を行つた際、被告人において 同通信所を爆破することの意義について述べ、C1、C4において計画の具体的内 容を説明するなどし、その結果、右計画に従つて同通信所を爆破することが確認さ

れた、 「10」 帰京後も、C1、C4から計画の細部につき相談を受けたり、秋田県 のC5や新潟県のA33に電話で連絡するなど、同通信所爆破の準備を続けた

「11」 同月二一日夜、C1、C4及びA6において、原判示のとおり右計画 を実行したというのである。

原判決は、以上の各事実に、「12」「自分はこの計画の全体的な指揮者であつ た旨の被告人の捜査段階における供述」を加えて、被告人の共謀共同正犯の刑責を 肯認している。

(三) 右の経過からも明らかなように、本件闘争は、さきのd1交番爆破事件 やいわゆる連続交番爆破事件、後記d交番爆破事件などと比較して、最初の発案から爆破決行に至るまでにかなり長期間を要している点に際立つた特徴が認められ

れは、所論も指摘するように、仙台cの米軍通信所の爆破は、もともとC1の 個人的体験からの発想に基づくものであるうえ、爆破の対象が米軍施設であり、か つ、A34を遠く離れた仙台の山中であることなどから、A34都内の警察施設に対する爆弾闘争を志向していた被告人らのグループにとつては異質のものと受け止められ、従つて、被告人をはじめ、グループ構成員の大多数が右計画に賛同し、その方法が進したことが表していた。 の実行を推進しようと決意するまでに、それなりの時間の経過とグループ内外にお ける情勢の変化が必要であつたことを示すものといえる。

しかし、そのような経過があつたにせよ、最終的には、本件闘争は、被告人らの グループによる闘争として実行したものであつて、これをC1、C4らによる個人 的闘争と見ることは相当でない。

被告人らの闘争方針は、被告人が、スリランカにおける当時の反政府運動を参考に理論化したものであるというが、その生まれるに至つた背景としては当時の客観的政治情勢があり、被告人らのグループも一員として参加したA32が警察機動隊の関係があり、被告人ものグループも一員として参加したA32が警察機動隊 の圧倒的な壁に阻まれて敗北に終つたという体験から、一定の政治目標を達成する ためには、まずもつてこれを阻む機動隊を打破することが先決であるとする認識が 生まれ、更に、機動隊そのものと正面対決することの困難さから、当面、都内の交 番その他の警察施設に対する破壊活動へと戦術を後退させ、矮小化させるに至つた ものであつて、それ自体が自己目的ではなく、一定の政治目標へ向けての最低の戦 術的手段であるに過ぎず、従つて、客観的情勢がそれを許すならば、より直接的、

高次な戦術的手段を取ることを妨げるものではない。そのことは、被告人らのグループによる爆弾闘争が、いずれも何らかの政治目標に合わせてその時期を選定していることに端的に現われているほか、被告人において、C3、菊地が都内でと機動隊の隊列へ手投げ式爆弾を投げ込む行動を起こしたときに明示的に阻止しようととず、また、警視庁本部や第四、第五機動隊、防衛庁などを攻撃目標とする迫撃砲の開発をC1に指示し、その実験をさせていることからも明らかに看取し得るというある。それ故、仙台cの米軍施設を攻撃するということも、被告人らの勞力方針とが当面展開していた戦術とは一見異質であるかのように見えるが、その闘争方針と本質的に矛盾するものとは考えられない。そして、被告人自身、前記「9」のA33の実家における合宿の機会に、一同に対し、同所の米軍通信所を爆破することの意義付けを行つているのである。

(四) ところで、原判決の挙示する関係証拠を総合すれば、本件犯行が被告人らの間で謀議され、実行されるまでの間に、さきに摘記した原判示「1」ないし「11」のような経過のあつたことを認めるに充分である。

(五) 各所論は、前記「1」ないし「11」の原判決の認定を個々に争い、大要次のように主張している。

ずなわち、(イ)原判示「3」のc1謀議の際「下見」の話が出たのは、C1が 唐突に仙台c通信所の爆破を提案したことに一同が困惑し、否決したものの、C1 があくまで執着するので、「下見だけにしたら」という妥協案でC1の顔を立て、 そのうち立ち消えになることを期待したものであつて、実行を前提とした準備行為 ではない(弁二三五—二三九頁)、(ロ)同「6」のc1における話し合いは、一

しかしながら、原判示「1」ないし「11」の各事実を肯認し得ることは前項に 説示したとおりであつて、各所論は、独自の証拠の評価に基づき原判決の認定を論 難するに帰し、採るを得ない。

たしかに、c通信所の爆破についてはC3、C2の両名が強硬に反対しており、そのため、C1単独による再度の下見計画も資金の浪費であるとして実現に至ら ず、犯行前夜の野宿による偵察に切り替えられた経緯が窺われ、被告人としても、 グループ内に強硬な反対意見のあることにかなり気を使つていたことが認められ る。しかし、c通信所の爆破は、A35グループのC1、A5、C5らがかねてか ら念願としていたところであり、A26グループのC4、A6らもその政治的立場 らる限としていたとこうであり、A20フルーフのしょ、A09日での最后的立つからこれを支持、推進していたのであつて、グループの大勢はその実施に傾いており、反対派への気兼ねからはつきりした態度を表明しない被告人に対し、C4からグループのリーダーを引退するよう要求するような事態まで生じているのである。 他方、同通信所の爆破は、都内の交番爆破などとは異り、A34から遠く離れた仙 台の山中に合計一〇キログラムもの大量のダイナマイト等を運び込み、実行行為終 了後は車で日本海側へ逃走するという大掛りな作戦であつて、その準備のためにA 15の援助を仰ぎ、現場への進攻にはC8の運転する自動車を使用し、現場からの 撤収には新潟県燕市在住のA33の自動車を利用し、秋田市在住のC5の助力をも 得る必要があるなど、同じグループに属するとはいえ、日常的にはC1、C4らと行動をともにしていないメンバーをも動員した総力戦ともいうことができ、グルー プ全体を統率する立場にある被告人の指導がなければ到底実行することの困難なも のである。被告人は、当初は同通信所の爆破に消極的であつたが、原判示のような 経過でなし崩し的に C 1 らの計画を援助し、支持し、グループによる闘争としてい つたものであつて、その最終的態度は、A33方合宿の際における同通信所爆破の意義付けに表明されているのである。被告人の論旨(前記(ホ))はこのことを否定するが、被告人の検察官に対する昭和五五年四月二九日付供述調書第一一項によれば、被告人は、この闘争の意義について報告したのはC4ではないのかとの検察 官の問いに対しこれを否定し、闘争の意義付けはC4ではなく自分がやつた記憶で あると明言したうえ、意義付けの内容を詳細に供述しているのである。hの山中で 行つた迫撃砲の実験に失敗し、都内での一一月闘争の目処が立たなくなつた直後の 機会であるだけに、右の意義付けは被告人自身の気持を整理するためにも必要であ つたことが窺われるから、被告人の右供述は措信するに足りるものというべきであ る。

更に、被告人は自ら仙台に赴き、爆破計画の実行に加わりたい意向であつたが、 C3、C2が一一月一九日の闘争へ向けて都内で行動(機動隊に対する爆弾の投げ 込み)を起こす予定があつたことなどから、これを思い止まつたものであることが 明らかである(被告人の前掲第一九項、C4の検察官に対する昭和四七年八月一七 日付供述調書謄本第二項)。

(六) 以上のとおりであつて、本件闘争につき、被告人に共謀共同正犯としての刑責を肯認した原判決に各所論の誤認はない。

d 交番爆破(クリスマス・ツリー偽装爆弾)事件(弁護人らの控訴趣意第二 被告人の控訴趣意七) の六、

〈原判示第六事実の要旨〉

被告人は、C1、C3及びC8と共謀のうえ、爆弾事件の頻発によつて厳重にな つていた警察の警備態勢を打破して武装闘争派の健在と力を誇示するため、クリス マス・イヴの夕方に警視庁四谷警察署d派出所に爆弾を仕掛けて爆発させることを 企て、治安妨害及び人の身体財産加害の目的をもつて、

昭和四六年一二月二四日、前示 t 荘内の A 5 方居室において、クリスマス・ ツリーに偽装した爆弾ー個〔鉄製ニップルにダイナマイトを充填し、その周囲をダイナマイトで包んだもの(ダイナマイトの量は合計約四〇〇グラム)を植木鉢の中にある。 に入れ、その間隙にアンホ(硝安油剤爆薬)を詰め、その上に黒色火薬を敷き詰 め、起爆装置として電気雷管を結合した時限装置付きのもの〕を作り、もつて爆発 物を製造し、

右一の爆弾を爆発させた際近くに警察官らが居た場合にはその者を死亡させ るに至るかも知れないと認識しながら、同日午後六時三〇分ころ、右一の爆弾を原 判示 d 派出所南東側の壁に近接した歩道上に置き、同日午後七時一〇分ころ同所に おいてこれを爆発させ、もつて爆発物を使用するとともに、右爆発により、原判決 別紙被害者等一覧表記載のとおり、同派出所に勤務中の警視庁巡査長A66(当五 七年)並びに同派出所付近を通行中のA67(当二〇年)、A68(当二一年)、A69(当二六年)、A70(当二六年)、A71(当二三年)及びA72(当二九年)に対し、加療六年六か月以上ないし八日間を要する爆傷等の原判示各傷害を 負わせたが、同人らを殺害するには至らなかつた。

「1」弁護人らの控訴趣意第一点は、原判決は、その「主要な争点に対 する当裁判所の判断」と題する項の第二の五において、「被告人は、本件爆弾の爆 発により警察官及び通行人を殺傷する事態の起こることを少なくとも未必的には認 識しながら、警察官の殺傷についてはその結果が発生してもよいと考えて本件爆弾 の製造・使用行為に出たものと認めることができる」旨、すなわち、通行人に関し では、結果発生の認容を伴わない単なる認識にとどまるものであることを繰り返し 説示しながら、その結論部分においては忽然として「被告人に警察官及び通行人に 対する未必の殺意があつたこと」は明らかである旨説示し、その「罪となるべき事 実」第六の二において「警察官ら」に対する未必的殺意を認定判示しているのであ つて、理由不備の違法があるというのであり(弁二四八—二五一頁)、「2」同第 └点及び被告人の控訴趣意は、要するに、被告人らは、本件爆弾闘争は、A73邸 爆破事件によつて流布された爆弾闘争に関する陰惨なイメージを払拭し、 信低下を目指すプロパガンダ闘争であり、A74新聞社に爆弾設置の予告電話をす ることによつて警察の爆弾処理班を出動させ、大衆の見守る中で本件爆弾を安全確 実に処理筒内で爆発させることを意図したものであるから、原判決が本件爆弾の製造・使用についての身体加害目的及び警察官・通行人に対する未必的殺意を肯認し たのは、いずれも事実を誤認したものである(弁二五一―三三一頁、被六七―九七 、というのである。 二) はじめに、理由不備の論旨について考察する。

所論に鑑み、原判文を査閲するに、原判決は、その「罪となるべき事実」第六の Iにおいて、被告人は、同第六の一の製造にかかる「爆弾を爆発させた際近くに警 察官らがいた場合にはその者を死亡させるに至るかもしれないと認識しながら」右爆弾を爆発させ、原判示七名の者に原判示各「傷害を負わせたが、同人らを殺害するには至らなかつた」ものと認定判示し、更にその「主要な争点に対する当裁判所 の判断」と題する項の第二の五において、本件爆弾の威力やこれに対する被告人の 認識、爆弾設置の場所・時刻等に照らし、「被告人は、本件爆弾の爆発により警察 官及び通行人を殺傷する事態の起こることを少なくとも未必的には認識しながら、 警察官の殺傷についてはその結果が発生してもよいと考えて」本件各犯行に出たも のと認められ(原判決書三一丁)、被告人らが新聞社に予告電話をしたという事実は、「被告人が本件爆弾の爆発により警察官及び通行人を殺傷する事態の起こり得 とを認識し、かつ、警察官についてはその殺傷を認容していたと認めることの 妨げになるものではない」(同三三丁) 旨判示したうえ、「本件爆弾の使用に際し ては、被告人に警察官及び通行人に対する未必の殺意があつたこと」は明らかであ ると結論しているのである。

右の原判示、ことに「罪となるべき事実」の記載に結果発生の認容があつたこと の摘示を欠き、また、その認定理由の説明の中でも、通行人については、結果発生

そうだとすれば、原判決は、その措辞に適切を欠く憾のあることは否定できないけれども、結局、明示的あるいは黙示的に、警察官及び通行人の双方につき、殺傷の結果発生の未必的認識及び認容のあつたことを説示するものと解することができるのであつて、所論の如く、理由不備の違法があるものとまではいうに由ないところである。論旨は理由なきに帰する。

(三) 次ぎに、事実誤認の論旨につき検討する。

原判示第六の二の事実における殺意の有無(併せて、同第六の一、二の各事実における殺意の有無(併せて、同第六の一、二の各事実における身体加害目的の有無。以下同じ。)は、合計一三個に私る場合である。として、原判示第六の二の事実は、一個の行為が八個の罪名に触れる場合であるとして、犯情の点からも、被告人の刑責にともので最も重大な意旨(おっとも、初らして、本件における争点の核心とされて来たものであるが、各論旨(おっとも)も、本件、場所において、大衆の見守るためのであるが、場所において、大衆の見守るため、有る75に処理にある。の場所において、大衆の見守るため、有のとしたが、場所において、大衆の見であるが、一方が、日本のであるが、有人のであるが、有人のとしたが、大衆官及び通行人多数に傷害を与えることを主要ないます。日本のであるが、大きのとしたが、たるととを主要ないます。日本のであるが、大きのとしたが、たるととを主要ないます。日本のであるから、大きのであるが、たいうことを主要ないます。日本のであるが、たいうことを主要ないます。日本のであるが、たいまで、大きのであるが、たいうことを主要ないます。日本のであるが、たいまで、またが、日本のであるが、たいまで、日本のであるが、たいまで、日本のであるが、たいまで、日本のであるが、たいまで、大きのであるが、たいまで、日本のであるが、大きのであるが、たいまで、日本のであるが、大きのであるが、たいまで、日本のであるが、たいまで、大きのであるが、たいまで、「本き」には、「本も」には、「本も、「本も」には、「本も」には、「本も」には、「本も」には、「本も」には、「本も」には、「本も」には、「本も」には、「本

しかしながら、原判決の挙示する関係証拠を総合すれば、被告人らが身体加害の目的をもつて本件爆弾を製造、使用し、かつ、警察官及び通行人に対する未必的殺意をもつてこれを爆発させたものである点をも含め、原判示各事実を優に肯認することができるのであつて、原判決に各所論の事実誤認があるものとは認められない。以下、その理由を補説する。

(1) 本件爆弾の構造は、おおむね原判示のとおりであつて(但し、ニップルは鉄製ではなく黄銅製である。)、その爆発状況に照らしても、優に人を殺傷所に足りる性能を有するものであることは明らかである。弁護人らの所論は、「とこれである」とは明の標目一〇七に掲記する本件爆弾に関する各「鑑定結果回答にして、といるが(弁三一六―三一九頁)、右鑑定によらず、犯行当時において主張といるが(弁三一六―三一九頁)、右鑑定によらず、犯行当時においる。とは、本件爆弾が人を殺傷するに足りる時間という、考え得る最悪の状態で爆発による被害を蒙つているにとする瞬間という、考え得る最悪の状態で爆発による被害を蒙つているにとず、なお死亡を免れているのであつて、このことは、本件爆弾が人を殺害したがのたことを示すものであると主張するが(弁三一九―三二

○頁)、同巡査長が一命を取りとめたのは、不幸中の幸ともいうべき全くの偶然に恵まれた結果に過ぎず、これをもつて所論の証左とするに由ないところである。 た、所論は、本件爆弾の殺傷効果の及び得る範囲について云々するが(弁三二〇発生する蓋然性の極めて高い状況の認められる本件にあつては、そのような論議は、理筒内に収容され、その中で爆発することを予定されたものであるから、本件爆弾は、処理のものの威力をもつて殺意推認の根拠とすることは不当であると論じている。 で介三二〇一三二二頁)、当初から処理筒内に設置するならいぞ知らず、爆発では、場別はに処理筒内に収容される確実性はないのであるから、その蓋然性及びについての認識は別途検討の必要があり、ここで処理筒内における爆発を所与の前提として論議することは適当でない。

- (2) 本件爆弾は、クリスマス・イヴの午後六時三〇分ころ、 f A 7 5 前の交差点北東角にある原判示 d 派出所南東側の壁に近接した歩道上に、爆発時刻を午後七時一〇分ころにセツトして設置されたものであり、場所ある時間帯に照らし、があるしたも考えられるところであり、いずれにせよ、設置個所から至近距離内に近ち入る蓋然性は高いものというべきである。また、派出所周辺を警戒はるため、派出所内の警察官が設置個所に近寄る蓋然性は一層高度といわなけれて発見され易いよう、交番の壁に立て掛けておいたものであると主張するが(被八〇一月)、いずれであるにせよ、設置個所から至近距離内に通行人又は警察官がよる。
- (3) 本件爆弾は、植木鉢の中に弾体及び時限装置を仕込み、その表面に土と見誤り易い黒色火薬を敷き詰めたうえ、その上にクリスマス・ツリーを立て、紙製の手提袋に入れ、ツリーの先端が一〇ないし一五センチメートル紙袋から外に出るようにしておいたものであるから、その設置状況から一見してクリスマス・ツリーの遺失物であるかの如き外観を呈していたものである。

るがにしていたものである。 であるかの如き外観を呈していたものである。 従つて、通行人がこれを発見して、拾得物として同派出所に届け出るか、あるい はこれを領得して持ち去ることも考えられるし、派出所内の警察官がこれに気気設立 で派出所内に持ち込むことも考えられる。しかも、そのような事態は、爆弾が設立 された午後六時三〇分ころから爆発予定時刻である同七時一〇分までの時間帯のされた午後六時三〇分ころから爆発予にかある同七時での内部を見て偽装とも ちのどの時点で発生するかも分からないのであるだけの時間的余裕のの真ないのである。のみならず、本件爆弾は、クリスマス・ツリーの真いの したものをは、これを安全に処理するだけの時間ないの がら見える所にトラベル・ウオツチのケースを置き、そこから色との時限装置から がら見える所にトラベル・ウオツチのケースを置き、といるの時限装置が がら見える所にトラベル・ウオツチのケースを置き、といるの時限装置が がら見える所にトラベル・ウオツチの大と設定を設け、本当の時限装置が がら見える所にトラベル・ウオツチの大とで埋没さいたのである。 は、ないのである。

(4) 以上のとおり、本件爆弾の構造、性能、設置の時刻・場所・方法、爆発予定時刻等からすれば、その爆発により、付近に居る者を殺傷する結果の発生する蓋然性は極めて高かつたものと認められる。そこで、進んで、被告人らが新聞社に予告電話をしていることが、右の蓋然性及びこれに対する被告人らの認識にどのような影響を及ぼすものであるかについて検討することとする。

はじめに、予告電話をするという提案がなされるに至った経緯について見ると、C1の検察官に対する昭和五五年五月二日付供述調書謄本によれば、「1」同人は、仙台c米軍通信所爆破事件のころまでは、自分達のグループの現状などから時限式爆弾による 関係を持つに至ったので、他の方法による爆弾闘争を移りたが、右事件後は、それまで爆弾のを表えるべきだ、時限式を用い、自分達は安全な場所に隠れて警察官の殺傷を狙うのおされて警察官の殺傷をと直接対峙して戦うのが革命兵士ではないかなどと考えるできたが、帰京した後、C3、C2らが一一月一大日に手投げ式爆弾であるますになったが、帰京した後、C3、C2らが一一月でよりにする際になったが、帰京した後は手投げ式爆弾による闘争をやって行きらて、両名の行動に刺戟され、今後は手投げ式爆弾による闘争をやって行きらて、同名の行動に刺戟され、今後は手投げ式爆弾による闘争をやって行きらて、同名の行動に刺戟され、今後は手投げ式爆弾による闘争をやって行きるの意見に対し、「基本的な方向としては自分も判る。しかし、まだ時限式でもいい

る所論は、C14は、右予告電話を真剣に受け止め、勤務終了後現場へ様子を見に行つているほどであるのに、同人から報告を受けた同社A80部次長のA81記者が意図的にこれを黙殺し、警察への通報を怠たるという事態は、被告人らの全く予想もしなかつたことであるとし、同記者がC14に働き掛けて殊更に予告電話の内容を暖昧なものとした答申書を作成させたことなどを含め、同記者及びA74新聞社の対応を縷々論難している(弁二六一—三一五頁、被八三—八六頁)。

しかし、本件爆弾は、d 1 交番爆破事件やいわゆる連続交番爆破事件で使用されたものとは異なり、起爆装置の回路を開閉するスイツチがなく、製造過程で一旦セ

(6) 弁護人らの所論は、被告人らがd交番脇で本件爆弾が実際に爆発し、多数の被害者が出るような事態を全く予期していなかつたことは、爆発のニュースを知つたときの各人の驚愕、狼狽、動揺の態度によつても明らかに推認し得ると主張する(弁三二五—三三一頁)。

たしかに、被告人らが本件の結果を知つて一様に精神的動揺を来たしたことは、 犯行当夜及び翌日の被告人らの言動から、窺うに難くないところである。しかし、 それは、被告人らが観念的に脳裡に描いていた犯行結果と現実に生じた生々しい結 果との違いから、現実の持つ重みと迫力に圧倒されたためとも解し得るし、また、被告人らが、爆弾処理班による処理の可能性にも期待を寄せていたことから、予想された中では最悪の事態が発生したことに対する驚きとも解せられるところであって、必ずしも、人身被害を全く予期していなかつたことの証左であるとはいい難 い。ことに、C1、C3の両名は、かねて製造の時点から、通行人の被害発生を危 惧していたものであり、その危惧が現実のものとなり、しかも、六名もの大量被害 を生じたことが、動揺の主な原因となつていることが窺われるのである。この点に 関し、C1は、犯行翌日、c1において、被告人は、犯行を総括して「通行人が怪 我をした点を含めても成功だつた」と言い、また、「通行人に怪我をさせたという 点がマイナスだとしても、警容官を怪我させた点がプラスであり、全体をプラス・マイナスしても、今回の闘争はマイナスではなくて成功だつた」というようなことを言つて喜んでいたので、少し考えが私とずれているなあと思つた記憶がある旨供 述しており(C1前掲第一一項)、被告人も、原審第四四回公判廷において、C C3が動揺して収拾がつかない感じなので、何か景気のいいことを言つて励ま さないとまずいと思い、思い付くままに喋つたものであると弁解しながらも、「通 行人に負傷者が出たのは失敗だつた。警察官をひとりやつたのはいいんじゃないか」という発言をしたこと自体は認めているのである。このことは、また、少くと も警察官の受傷という事態の発生は被告人らにとつてそれほど予想外のものではな く、従つて、処理筒内で安全な爆発という態様以外の爆発の可能性を全面的に否定 していた訳ではないことを示すものともいえるのである。

してみると、爆発を知つた直後における被告人らの言動から、被告人らが、実際 に起こつたような態様における爆発の可能性を全く予期していなかつたものと推論 するのは、いささか早計のきらいなしとしない。

するのは、いささか早計のきらいなしとしない。
 (7) 以上の検討結果に、被告人の捜査段階における自白供述を総合して考察すると、被告人に警察官及び通行人に対する未必的殺意のあつたことを肯認した原判決に各所論の誤認があるものとは認められない。

三 小結

以上のとおり、原判決には、弁護人ら及び被告人の主張する事実誤認ないし理由 不備の違法はないから、多岐に亘る各論旨はすべて理由がない。

第三 量刑不当の主張について(弁護人らの控訴趣意第三、被告人の控訴趣意

各論旨は、いずれも被告人を無期懲役に処することとした原判決の量刑は重過ぎて不当であるから、破棄を免れないというのである(但し、被告人の控訴趣意は、原判決の認定した各犯罪事実に対する事実誤認の論旨が容れられることを前提として、その当然の反射的効果を主張するものであつて、独立の控訴理由として主張する趣旨とは解されない。)。

弁護人らの論旨は、被告人は、被告人らのグループのリーダーではなく、C1、C3、C4、C2、A5、沼地らと並ぶ一構成員に過ぎず、敢えて他の者との差を挙げるならば、他の者より年長で闘争経験が豊富であつたというに過ぎず、闘争の全過程において常に慎重かつ抑制的であり、個々の闘争において果たした役割からすれば、むしろC1やC3に劣後する、などと主張する。

しかし、さきに事実誤認等の主張についての総論の1で判断したとおり、被告人 らのグループは、たしかに組織性の緩やかなものであつたにせよ、組織でない個人 の集団であるとか、リーダーのない組織であつたとは認められず、被告人がリーダ -として取り纏めて来たものであることは明らかである。むしろ、構成員の出身母 体や政治路線に差異のある緩やかな組織体であるが故に、ともすれば四分五裂して 解体する虞れさえないとはいえず、これらを一つのグループとして取り纏めて行く 上では、被告人の年長者としての風格や闘争経験に支えられた理論構築の巧妙さ が、大いに与つて力があつたものということができる。そして、さきに個別的に判 断したように、被告人は、その共謀関係を否認する分をも含め、個々の闘争におい て、構成員を招集し、議題を提起し、討論を進行させて結論を取り纏め、その幅広い人脈を利用して準備を整え、実行に移すなど、企画、準備、実行の各段階におい てグループの頭脳としての機能を営んでいるのである。ことに本件各犯罪事実中犯 情の面からも最も重視せざるを得ない原判示第六のd交番爆破事件においては、従 来の方針を変え、宵の繁華街での時限装置による爆発を提唱し、その無差別テロ的 結果を危惧して反対するC1、C3を強引に説得し、更にC8やC7まで犯行や電 話予告に関与させるなど主導的役割を果たしている点は、看過するを得ないところ である。

被告人らの各犯行が、社会の治安を妨害し、人の身体、生命、財産に少なからぬ危険をもたらし、現に、右d交番爆破事件では重大な人身被害を生じさせ、また、同事件を含むいくつかの爆破事件において狙われた施設のみならず周辺の民家等にも多大の財産的損害を蒙らせていることは、原判決がその「量刑の理由」と題する項に詳細摘示するところであるが、被告人は、一方で社会に対し右のような法益侵害を惹起しているのみならず、被告人に共鳴してグループに加わつて来た若者を次々と犯行に関与させ、多数の共犯者を作り出して来たのであつて、既に刑の確定しているこれら共犯者に対する科刑との均衡をも考慮に容れる必要のあることはいうまでもない。

所論は、原判決が、被告人には真摯な反省の態度が見られないとしているのは皮相的であると主張するが、被告人は、右のように多数の共犯者を犯行に巻き込んでいるほか、被告人らの長期間に亘る逃亡生活において、これに関係した第三者や被告人と同行した女性に対し並々ならぬ迷惑を及ぼしており、そのことに関してはたしかに反省の情を吐露しているけれども、政治的プロパガンダ闘争の名の下に社会に対し前示のような多大の法益侵害をもたらしたことに関しては、これを非として反省する態度は窺われない。

その他、原判決の指摘する諸点をも含め、被告人に有利又は不利益な一切の情状を総合勘案してみても、被告人に対する原判決の科刑はまことに止むを得ないところと認めるほかなく、これが重きに過ぎて不当であるということはできない。論旨は理由がない。

第四 結語

よつて、刑事訴訟法三九六条により本件控訴を棄却し、刑法二一条に則り当審における未決勾留日数中六〇〇日を原判決の刑に算入し、刑事訴訟法一八一条一項但書を適用して当審における訴訟費用は被告人に負担させないこととし、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 船田三雄 裁判官 半谷恭一 裁判官 龍岡資晃)